

野洲市地域防災計画

資料編

令和 5 年 3 月

野洲市防災会議

資料編 目次

■参考資料－１	震度階級	1
■参考資料－２	被害程度の認定基準	5
■参考資料－３	災害救助法による救助の基準	8
■参考資料－４	野洲市災害対策本部条例	13
■参考資料－５	野洲市防災会議条例	15
■参考資料－６	気象庁注意報・警報	17
■参考資料－７	水防信号	18
■参考資料－８	災害応援協定一覧表	19
■参考資料－９	危険物施設一覧	233
■参考資料－10	土砂災害避難指示等判断・伝達マニュアル	288
■参考資料－12	消防庁火災・災害等即報要領	48
■参考資料－13	文化財災害予防計画	511
■参考資料－14	消防組織等	59
■参考資料－15	自主防災組織	60
■参考資料－17	規制の標識	622
■参考資料－18	災害時調達業者一覧	633
■参考資料－19	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	666
■参考資料－21	担当班一覧表	744
■参考資料－22	地区防災計画作成状況一覧	777
■参考資料－23	災害対策備品・消耗品整備状況	788
■参考資料－24	災害時用非常食保管状況	811

■ 参考資料－１ 震度階級

(平成 21 年 3 月 31 日改訂)

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もい	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚める。	電灯等つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは、倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらな	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒するものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわな	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物・鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5 強		壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂みられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）や柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 木造建物の耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注4） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注5） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5 弱 5 強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で安全確認のため運転見合わせ、速度規制通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プール等大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

※ 気象庁震度階級表

■ 参考資料－２ 被害程度の認定基準

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みのある者。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全壊、全焼、流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
	非住家被害	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
非住家被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

※ 「住家被害全壊」の基準にいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※ 「住家被害全壊」の基準にいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
その他の被害	田	流失・埋没 冠 水
	畑	流失・埋没 冠 水
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋 梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地 す べ り	地すべりによる被害で、地すべり等防止法第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流	土石流による被害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林 地 崩 壊	森林法第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設。

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
その他の被害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電 話	災害によって通話不能となった電話の回線数。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス	ガス事業及び液化石油ガス販売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り 災 者 数	り災世帯の構成員
被害金額	公 共 文 教 施 設	公立の文教施設
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物の被害。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害。

■■参考資料ー 3 災害救助法による救助の基準

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 設置 (法第4 条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の 設置 (法第4 条第2項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用者金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設 住宅の供 与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
		支出できる費用は、当該地域における実費。					上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。		
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供			1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。		
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内		災害発生の日から 7日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		全焼	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		半壊	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から 14日以内			患者等の移送費は、別途計上		

資料編

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した 住宅の応 急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の 給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸 送 費 及 び賃金 職 員 等 雇 上 費 (法第4条 第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる 期間以内	
輸 送 費 及 び賃金 職 員 等 雇 上 費 (法第4条 第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる 期間以内	災害が発生するおそれがある段階の救助は、高齢者、障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県等をいう。)の総括する都道府県(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により、当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用額の合計額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		下の部分の金額について は100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下 下の部分の金額について は100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下 下の部分の金額について は100分の5 ト 5億円を超える部分の 金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：災害救助事務取扱要領 （令和4年4月1日：内閣府政策統括官（防災担当））

■参考資料－4 野洲市災害対策本部条例

平成16年10月1日
野洲市条例第17号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、野洲市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（平24条例25・一部改正）

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充て

る。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

■参考資料－ 5 野洲市防災会議条例

〔 平成 16 年 10 月 1 日
野洲市条例第 16 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、野洲市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野洲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (平 24 条例 24・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防局長又はその指名する職員及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - 6 前項各号のうち、第 5 号を除く委員の定数は、それぞれ市長が定める。
 - 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 8 前項の委員は、再任されることができる。
- (平 21 条例 4・平 24 条例 24・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関、滋賀県、市、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (平 24 条例 24・一部改正)

.....
(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の第 3 条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により最初に委嘱される委員の任期については、同条第 7 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

■参考資料－6 気象庁注意報・警報

野洲市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		近江南部		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準			
		複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		野洲川下流〔野洲〕，淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕，淀川水系日野川〔桐原橋・安吉橋〕	
	暴風	平均風速		琵琶湖 琵琶湖を除く地域	20m/s 20m/s
		暴風雪	平均風速		琵琶湖 琵琶湖を除く地域
	大雪		降雪の深さ		24 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準		8	
		土壌雨量指数基準		87	
	洪水	流域雨量指数基準			
		複合基準*1		野洲川流域= (7, 31.4)	
		指定河川洪水予報による基準		野洲川下流〔野洲〕，淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕，淀川水系日野川〔桐原橋・安吉橋〕	
	強風	平均風速		琵琶湖 琵琶湖を除く地域	12m/s 12m/s
		風雪	平均風速		琵琶湖 琵琶湖を除く地域
	大雪		降雪の深さ		24 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程		100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%			
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上			
		低温	最低気温 -5℃以下*2		
		霜	4 月以降の晩霜		
着氷					
着雪	24 時間降雪の深さ：15cm 以上 気温：0℃以上				
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数，流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

■参考資料－ 7 水防信号

水防信号は、以下の事項を住民及び水防団に知らせるために、滋賀県水防信号規則（昭和 24 年滋賀県規則第 70 号）の規定に基づき行うものとする。

（１）第 1 信号

ア 警戒水位に達したこと

イ 水防活動のための待機

（２）第 2 信号

水防団員・消防機関に属するもの全員が直ちに出勤すべきこと

（３）第 3 信号

当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきこと

（４）第 4 信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきこと

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○（5 秒休止）○（5 秒休止）○	5 秒 5 秒 5 秒 ○－○（休止 10 秒）○－○（休止 10 秒）○－○
第 2 信号	○○○ ○○○ ○○○	7 秒 7 秒 7 秒 ○－○（休止 7 秒）○－○（休止 7 秒）○－○
第 3 信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10 秒 10 秒 10 秒 ○－○（休止 5 秒）○－○（休止 5 秒）○－○
第 4 信号	乱 打	30 秒 30 秒 30 秒 ○－○（休止 3 秒）○－○（休止 3 秒）○－○

（備考）

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用しても良い。
- 3 危険の去ったときは、口頭伝達により周知させること。

■参考資料－８ 災害応援協定一覧表

【自治体】

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 17 年 7 月 1 日	災害時における相互応援・連携基本協定	草津市 守山市 栗東市	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、消火、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣並びに所要の施設、資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供 し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣及び施設、車両等の提供 水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の派遣並びに所要の器具及び車両の提供
平成 18 年 4 月 1 日	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市	非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
平成 18 年 10 月 1 日	野洲市・湖南市・竜王町の防災に関する応援協定	竜王町 湖南市	生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出及び施設等の復旧に必要な資機材等の提供 救援及び救護活動に必要な車両等の提供 し尿、ゴミ等処理に必要な施設、車両等の提供 消火、救援等その他応急復旧に必要な職員の派遣 被災者に対する避難所及び収容場所の提供 被災児童生徒の受け入れ 等
平成 19 年 1 月 19 日	橋本市・野洲市・災害時における相互応援協定	和歌山県橋本市	非常災害時における救援物資、機械器具、科学消化剤等の提供、職員の応援等
平成 19 年 3 月 16 日	滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下の消防団を設置する市町	消防団の相互派遣
平成 20 年 4 月 1 日	滋賀県野洲市・高知県香南市・福岡県筑前町防災応援協定	高知県香南市 福岡県筑前町	食糧、飲料水及び生活必需品の提供及びその提供に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ボランティアの斡旋

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 21 年 1 月 13 日 平成 22 年 6 月 7 日 平成 22 年 11 月 8 日 平成 23 年 6 月 6 日 平成 24 年 6 月 4 日 平成 25 年 6 月 3 日 平成 27 年 7 月 1 日 平成 29 年 6 月 5 日	市 町 村 広 域 災 害 ネ ット ワー ク 災 害 時 相 互 応 援 に 関 す る 協 定	山梨県甲府市、岡山県玉野市、大阪府泉大津市、愛知県刈谷市、宮崎県日向市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、福岡県京都郡菟田町、京都府八幡市、岐阜県可児市、島根県益田市、三重県亀山市、山口県柳井市、静岡県磐田市、和歌山県橋本市、高知県香南市、佐賀県神埼市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市(22 市町)	山梨県甲府市、岡山県玉野市、大阪府泉大津市、愛知県刈谷市、宮崎県日向市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、福岡県京都郡菟田町、京都府八幡市、岐阜県可児市、島根県益田市、三重県亀山市、山口県柳井市、静岡県磐田市、和歌山県橋本市、高知県香南市、佐賀県神埼市、愛媛県四国中央市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市(22 市町)
平成 24 年 11 月 27 日	滋 賀 県 市 長 会 災 害 相 互 応 援 協 定	滋賀県下の 12 市 (大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市)	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣等

【民 間】

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 17 年 8 月 2 日	エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人 滋賀県エルピーガス協会 守山野洲支部	作業資機材、労力及びエルピーガスの供給
平成 18 年 5 月 31 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	野洲市管工事業協同組合	緊急に応急給水の実施及び上水道施設の復旧に対する作業資機材及び労力等の提供
平成 18 年 6 月 30 日	災害時における応急救援活動への応援に関する協定	協同組合 野洲市建設業協会	災害応急救援活動として、公共施設(道路、河川を含む。)当の復旧、人命救助、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に土木資機材及び労力を提供
平成 18 年 9 月 11 日	災害時の救援活動支援に関する協定	野洲工業会	救援活動に必要な物的支援及び人的支援を行う。避難者の一時受入等
平成 20 年 1 月 10 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	株式会社 平和堂	生活物資等の供給 アル・プラザ野洲及びフレンドマート中主店の平地駐車場を一時避難場所として提供
平成 20 年 3 月 1 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	イオン 株式会社	生活物資等の供給 イオン株式会社スーパーセンター野洲店の駐車場を一時避難場所として提供
平成 20 年 6 月 26 日	災害時における生活物資の調達に関する協定	守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会	被災者に対する避難場所の提供 生活物資等の供給
平成 20 年 8 月 25 日	災害時における電機設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	公共施設の電気設備の応急普及の応援
平成 22 年 11 月 30 日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	滋賀県石油協同組合守山野洲支部	災害緊急車等への石油類燃料の供給
令和 3 年 12 月 22 日	災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定	株式会社近江美研 株式会社奥村興業 滋賀県環境整備事業協同組合	災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬および救援活動の支援

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 25 年 9 月 26 日	災害時における医療救援活動に関する協定	一般社団法人 守山野洲医師会 一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会 守山野洲薬剤師会	災害医療救護計画の策定、医療救援班(歯科医師救護班・薬剤師)の派遣
平成 26 年 8 月 19 日	災害時における物資調達に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における緊急対応可能な物資の供給
平成 27 年 9 月 18 日	災害時における施設の利用等に関する協定	株式会社 村田製作所 野洲事業所	災害時における物資等の提供 事業所建物及び駐車場を緊急避難場所として提供
平成 29 年 4 月 20 日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	災害時における生活物資の供給協力
平成 29 年 4 月 28 日	災害発生時における野洲市と野洲市内郵便局及び幸津川郵便局の協力に関する協定	野洲市内郵便局 幸津川郵便局	災害時における車両の提供および情報の相互提供等
平成 29 年 7 月 13 日	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給に関する協定	ゴウダ株式会社	災害時における緊急一時避難施設としての使用並びに物資の供給
平成 29 年 10 月 20 日	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社 増田医科器械 滋賀支店 石黒メディカルシステム 株式会社 三笑堂 滋賀支店 株式会社 ケンコー	災害時におけるストーマ装具等の供給
平成 30 年 1 月 29 日	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定	新江州株式会社 セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の供給
平成 30 年 6 月 1 日	災害時における支援協力に関する協定	ピー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	事業所建物を緊急避難場所として提供
平成 31 年 4 月 1 日	災害応急対策に関する協定	野洲市商工会	生活必需品の提供 応急復旧のための建設資機材の提供
令和元年 11 月 11 日	災害時における支援協力に関する協定	株式会社 MOLDINO 野洲工場	事業所建物を緊急避難場所として提供
令和元年 11 月 20 日	災害時における支援協力に関する協定	シライ電子工業株式会社 三上営業所	事業所建物を緊急避難場所として提供
令和元年 11 月 21 日	災害時における無人航空機の運用に関する協定	滋賀特機株式会社	ドローンによる災害情報の収集等の協力
令和 2 年 1 月 8 日	災害時における支援協力に関する協定	アサヒビールモルト株式会社	事業所建物を緊急避難場所として提供
令和 2 年 4 月 24 日	災害時における災害廃棄物の処理に関する協定	株式会社 赤坂組	災害廃棄物の処理における円滑な協力
令和 2 年 10 月 27 日	災害時における支援協力に関する協定	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	災害時における備品や電源供給の提供 事業所建物および駐車場を緊急避難場所として提供
令和 2 年 12 月 15 日	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定	八幡木材株式会社	災害時における段ボール製品用の提供
令和 3 年 3 月 15 日	災害時における支援協力に関する協定	オリベスト株式会社 野洲工場	災害時における備品や電源供給の提供 事業所建物および駐車場を緊急避難場所として提供

資料編

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
令和3年3月15日	災害時における物資等の輸送に関する協定	滋賀県トラック協会湖南支部	
令和5年1月16日	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定	関西電力送配電株式会社 滋賀支社	災害時における道路啓開や電気設備の復旧への協力
令和5年2月14日	災害時における避難所等で使用する製品の供給に関する協定書	アキレス株式会社	災害時に使用するエアータント、ゴムボート、救命ボート等アキレス製品の供給

■参考資料－ 9 危険物施設一覧

【危険物施設一覧】

(令和4年4月現在)

No.	設置施設名	設置場所	施設区分	電話	倍数
1	株式会社マツナガ	野洲市西河原 1060 番地2	給油取扱所	589-2400	171.47
2	株式会社マツナガ	野洲市西河原 1060 番地2	移動タンク貯蔵所	589-2400	3.00
3	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	一般取扱所	587-8800	7.22
4	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	一般取扱所	587-8800	19.93
5	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	1.50
6	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	1.50
7	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	15.00
8	京セラ株式会社 滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	8.07
9	日本発条(株)野洲工場	野洲市六条 985	屋内貯蔵所	589-6446	4.85
10	株式会社西日本エネルギー	野洲市久野部80-1	給油取扱所	587-3886	337.30
11	中塚株式会社中主工場	野洲市六条881	屋内貯蔵所	589-2562	48.50
12	中塚株式会社滋賀工場	野洲市井口 764	屋内貯蔵所	589-3300	140.16
13	滋賀県企業庁	野洲市吉川 3382	地下タンク貯蔵所	589-4608	13.00
14	滋賀県企業庁	野洲市吉川 3382	一般取扱所	589-4608	11.97
15	石塚造船所	野洲市吉川 1645-3	屋内貯蔵所	589-5148	5.60
16	石塚造船所	野洲市吉川 1645-3	簡易タンク貯蔵所	589-5148	3.00
17	マスタ商事株式会社	野洲市北比江99番地1	移動タンク貯蔵所	589-2359	60.00
18	エネオスエネジェット	野洲市吉地二丁目 1310	給油取扱所	589-5949	231.00
19	近江鉄道株式会社	野洲市菖蒲大字日の出 14-1	給油取扱所	589-2000	60.00
20	日野精機株式会社	野洲市大篠原1610-11	屋内貯蔵所	584-4086	1.95
21	(株)金陽社滋賀工場	野洲市吉地 647	屋内貯蔵所	589-8600	20.99
22	(株)金陽社滋賀工場	野洲市吉地 647	屋外タンク貯蔵所	589-8600	9.75
23	(株)金陽社滋賀工場	野洲市吉地 647	一般取扱所	589-8600	4.71
24	東郷石油(株)	野洲市比江 836-2	屋内貯蔵所		2.53
25	株式会社コメリ	野洲市西河原四丁目 2521	一般取扱所	589-8043	29.50
26	レーク滋賀農業協同組合(中主カントリー)	野洲市六条1328	地下タンク貯蔵所	589-2481	9.50
27	レーク滋賀農業協同組合(中主カントリー)	野洲市六条1328	一般取扱所	589-2481	1.00
28	レーク滋賀農業協同組合(中主カントリー)	野洲市六条1328	一般取扱所	589-2481	2.21
29	医療法人周行会	野洲市八夫 2077	地下タンク貯蔵所	589-5155	7.50
30	野洲市立中主幼稚園	野洲市吉地 1120 番地 1	地下タンク貯蔵所	589-2232	1.90
31	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	製造所	587-0488	22.62
32	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	製造所	587-0488	5.00
33	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋内貯蔵所	587-0488	47.00
34	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
35	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
36	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
37	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	20.00
38	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
39	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	49.00
40	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	85.75
41	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	380.00
42	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	108.00
43	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	108.00
44	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	250.00

45	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	43.75
46	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
47	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	50.00
48	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	108.00
49	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	製造所	587-0488	71.52
50	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	製造所	587-0488	46.10
51	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	一般取扱所	587-0488	99.04
52	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	495.00
53	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	247.50
54	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外貯蔵所	587-0488	49.96
55	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外タンク貯蔵所	587-0488	5.10
56	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	製造所	587-0488	42.06
57	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋内貯蔵所	587-0488	4988.16
58	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋内貯蔵所	587-0488	27.25
59	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋内貯蔵所	587-0488	767.29
60	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋内貯蔵所	587-0488	444.98
61	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	一般取扱所	587-0488	89.18
62	中国塗料株式会社滋賀工場	野洲市三上 2306-7	屋外貯蔵所	587-0488	49.39
63	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	野洲市三上 2308	屋外タンク貯蔵所	588-2451	5.00
64	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	野洲市三上 2308	屋外タンク貯蔵所	588-2451	4.20
65	株式会社ヒラカワ滋賀事業所	野洲市三上 2308	屋外タンク貯蔵所	588-2451	9.50
66	有限会社ホクメイ商事	野洲市妙光寺 204 番地 1	移動タンク貯蔵所	588-4334	2.00
67	三井化学アグロ株式会社農業化学研究所	野洲市市三宅1358	屋外タンク貯蔵所	586-1223	11.75
68	三井化学アグロ株式会社農業化学研究所	野洲市市三宅1358	一般取扱所	586-1223	5.20
69	三井化学アグロ株式会社農業化学研究所	野洲市市三宅1358	屋内貯蔵所	586-1223	9.17
70	三井化学アグロ株式会社農業化学研究所	野洲市市三宅1358	屋内貯蔵所	586-1223	2.31
71	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	5.00
72	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	5.00
73	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	5.00
74	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外貯蔵所	588-1050	11.10
75	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋内貯蔵所	588-1050	146.60
76	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	一般取扱所	588-1050	7.48
77	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	給油取扱所	588-1050	2.89
78	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	一般取扱所	588-1050	9.14
79	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋内貯蔵所	588-1050	3.10
80	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	一般取扱所	588-1050	5.92
81	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	7.16
82	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	10.50
83	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋外タンク貯蔵所	588-1050	3.00
84	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	一般取扱所	588-1050	2.13
85	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	一般取扱所	588-1050	1.34
86	アキレス株式会社	野洲市妙光寺 95	屋内貯蔵所	588-1050	61.48
87	全国農業協同組合連合会	野洲市小篠原 5-2	屋内貯蔵所	586-7000	1.60
88	全国農業協同組合連合会	野洲市小篠原 5-2	屋内貯蔵所	586-7000	4.77
89	伊丹産業株式会社	野洲市小篠原844-1	一般取扱所	587-0508	29.50
90	西日本旅客鉄道(株)網干総合車両所	野洲市富波乙	屋内貯蔵所	587-2077	13.16
91	ピー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	野洲市上屋88番地	屋内貯蔵所	587-2411	48.80
92	ピー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	野洲市上屋88番地	屋外タンク貯蔵所	587-2411	3.75
93	ピー・アンド・ジー株式会社 滋賀工場	野洲市上屋88番地	屋外タンク貯蔵所	587-2411	3.75

94	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	7.07
95	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	1.57
96	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	一般取扱所	587-8800	3.84
97	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	一般取扱所	587-8800	1.68
98	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	50.00
99	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	51.50
100	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	51.50
101	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	51.50
102	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	51.50
103	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	7.78
104	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	13.85
105	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	屋内貯蔵所	587-8800	2.16
106	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	一般取扱所	587-8800	9.50
107	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	15.00
108	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	1.50
109	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	10.00
110	京セラ株式会社滋賀野洲工場	野洲市市三宅800	地下タンク貯蔵所	587-8800	2.50
111	株式会社テクノスマート 滋賀事業所	野洲市大篠原 3200	一般取扱所	587-2022	1.00
112	株式会社テクノスマート 滋賀事業所	野洲市大篠原 3200	屋内貯蔵所	587-2022	9.98
113	株式会社テクノスマート 滋賀事業所	野洲市大篠原 3200	地下タンク貯蔵所	587-2022	15.00
114	株式会社テクノスマート 滋賀事業所	野洲市大篠原 3200	一般取扱所	587-2022	2.80
115	滋賀県総合教育センター	野洲市北桜 978	地下タンク貯蔵所	588-2311	5.00
116	千代染工株式会社	野洲市市三宅 1734	屋外タンク貯蔵所	587-0705	3.50
117	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	地下タンク貯蔵所	588-0589	75.00
118	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	製造所	588-0589	142.47
119	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	製造所	588-0589	378.97
120	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	地下タンク貯蔵所	588-0589	98.10
121	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	製造所	588-0589	1.00
122	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋外タンク貯蔵所	588-0589	150.00
123	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋外タンク貯蔵所	588-0589	150.00
124	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋外タンク貯蔵所	588-0589	15.50
125	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋外タンク貯蔵所	588-0589	90.00
126	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋内貯蔵所	588-0589	1867.50
127	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	製造所	588-0589	99.26
128	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	製造所	588-0589	97.50
129	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋外タンク貯蔵所	588-0589	150.00
130	ライトケミカル工業株式会社	野洲市三上2251	屋内貯蔵所	588-0589	4404.56
131	株式会社野洲サルベージ	野洲市小篠原473-2	移動タンク貯蔵所	588-0438	3.50
132	株式会社野洲サルベージ	野洲市小篠原473-2	移動タンク貯蔵所	588-0438	1.90
133	株式会社野洲サルベージ	野洲市小篠原473-2	移動タンク貯蔵所	588-0438	4.00
134	株式会社野洲サルベージ	野洲市小篠原473-2	給油取扱所	588-0438	68.00
135	株式会社 アブラサダ	野洲市永原 491-2	一般取扱所	588-1143	19.00
136	大篠原自治会	野洲市大篠原 1916-1	屋内貯蔵所	588-3302	2.05
137	シライ電子工業株式会社	野洲市富波甲 13-5	屋内貯蔵所	588-4848	1.11
138	シライ電子工業株式会社	野洲市富波甲 13-5	屋内貯蔵所	588-4848	1.96
139	医療法人社団御上会 野洲病院	野洲市小篠原 1094	屋内タンク貯蔵所	587-1332	2.05
140	野洲市野洲クリーンセンター	野洲市大篠原 3333-2	地下タンク貯蔵所	588-0568	10.00
141	野洲市役所	野洲市小篠原2100-1	地下タンク貯蔵所	587-1121	2.00
142	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋内貯蔵所	588-0593	26.46

143	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋外貯蔵所	588-0593	37.20
144	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋内貯蔵所	588-0593	16.00
145	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋内貯蔵所	588-0593	6986.53
146	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋内貯蔵所	588-0593	2.34
147	光明株式会社	野洲市三上2251番地	一般取扱所	588-0593	5.40
148	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋外タンク貯蔵所	588-0593	225.00
149	光明株式会社	野洲市三上2251番地	一般取扱所	588-0593	37.50
150	光明株式会社	野洲市三上2251番地	屋内貯蔵所	588-0593	15.00
151	クオリテックファーマ(株) 旧目黒化工(株)	野洲市三上 2195-1	屋内貯蔵所	588-2331	3.70
152	株式会社 マツナガ 野洲給油所	野洲市三上1989番1	給油取扱所	587-1001	231.59
153	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	55.29
154	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	24.63
155	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	一般取扱所	587-5111	37.50
156	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	34.85
157	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	24.90
158	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	22.32
159	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	地下タンク貯蔵所	587-5111	15.00
160	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	4.84
161	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	製造所	587-5111	1320.17
162	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	63.85
163	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	75.06
164	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	地下タンク貯蔵所	587-5111	75.00
165	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	地下タンク貯蔵所	587-5111	37.50
166	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	17.57
167	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	75.90
168	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	55.20
169	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	19.59
170	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	一般取扱所	587-5111	157.54
171	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	地下タンク貯蔵所	587-5111	5.00
172	株式会社村田製作所野洲事業所	野洲市大篠原2288番地	屋内貯蔵所	587-5111	41.40
173	野洲市立総合体育館	野洲市富波甲1339	地下タンク貯蔵所	587-3477	5.00
174	湖南広域行政組合東消防署・防災セン	野洲市辻町	地下タンク貯蔵所	587-1119	6.00
175	MMIセミコンダクター株式会社	野洲市市三宅686番地2	地下タンク貯蔵所	588-9200	40.00
176	MMIセミコンダクター株式会社	野洲市市三宅686番地2	地下タンク貯蔵所	588-9200	10.00
177	MMIセミコンダクター株式会社	野洲市市三宅686番地2	一般取扱所	588-9200	9.75
178	MMIセミコンダクター株式会社	野洲市市三宅686番地2	一般取扱所	588-9200	16.25
179	株式会社長府製作所 滋賀工場	野洲市野洲 1473-1	地下タンク貯蔵所	588-4111	20.00
180	野洲市健康福祉センター	野洲市辻町 433-1	地下タンク貯蔵所	588-1788	5.00
181	株式会社 SCREEN ホールディングス	野洲市三上2426-1	屋内貯蔵所	586-5111	1.77
182	鴻池運輸株式会社	野洲市大篠原 1601-1	給油取扱所	587-3300	20.00
183	株式会社MOLDINO 野洲工場	野洲市三上 35-2	一般取扱所	586-5551	18.59
184	アサヒロジ株式会社	野洲市南櫻 1477	給油取扱所	587-2469	20.00
185	滋賀県自動車協同組合	野洲市野洲 1436	給油取扱所	587-0111	3.00
186	上原成商事株式会社	野洲市永原 727-5	給油取扱所	587-6777	231.30
187	株式会社丸運 滋賀物流センター	野洲市大篠原字針目 3246	給油取扱所	586-3960	10.00
188	湖南石油株式会社	野洲市野洲	給油取扱所	587-1234	231.33
189	株式会社尾賀亀	野洲市大字野洲字八反田	給油取扱所	588-3203	291.36
190	オムロン株式会社	野洲市市三宅686-1	屋内貯蔵所	588-9000	13.11
191	日本通運(株)滋賀支店	野洲市上屋 123-7	給油取扱所	518-1330	50.00

192	レーク滋賀農業協同組合野洲カントリー	野洲市高木 1104	地下タンク貯蔵所	586-1055	20.00
193	レーク滋賀農業協同組合野洲カントリー	野洲市高木 1104	屋内貯蔵所	586-1055	5.28
194	レーク滋賀農業協同組合野洲カントリー	野洲市高木 1104	一般取扱所	586-1055	2.69
195	西日本電信電話株式会社滋賀支店	野洲市小篠原 1969	地下タンク貯蔵所	581-2427	2.60
196	株式会社手原産業倉庫	野洲市大字野洲	給油取扱所	587-0554	30.00
197	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	給油取扱所	588-1717	161.07
198	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	移動タンク貯蔵所	588-1717	3.00
199	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	地下タンク貯蔵所	588-1717	50.00
200	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	移動タンク貯蔵所	588-1717	3.00
201	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	一般取扱所	588-1717	4.90
202	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	地下タンク貯蔵所	588-1717	50.00
203	株式会社マツナガ	野洲市永原 778	移動タンク貯蔵所	588-1717	3.00
204	株式会社ラック	野洲市野洲 1447-3	地下タンク貯蔵所	518-0500	3.00
205	一柳運送株式会社	野洲市大篠原 100-22	給油取扱所	518-2570	30.00
206	一柳運送株式会社	野洲市大篠原 100-22	屋内貯蔵所	518-2570	94.86
207	一柳運送株式会社	野洲市大篠原 100-22	屋内貯蔵所	518-2570	94.86
208	一柳運送株式会社	野洲市大篠原 100-22	屋内貯蔵所	518-2570	68.22
209	平田機工株式会社	野洲市小堤 500	屋内貯蔵所	587-2266	9.76
210	滋賀ダイハツ販売株式会社	野洲市野洲 1628	給油取扱所	518-2600	60.00
211	株式会社ダイヤケミカル	野洲市大篠原 100-5	屋内貯蔵所	518-1100	49.43
212	株式会社ダイヤケミカル	野洲市大篠原 100-5	屋外タンク貯蔵所	518-1100	37.50
213	株式会社ダイヤケミカル	野洲市大篠原 100-5	屋外タンク貯蔵所	518-1100	15.00
214	株式会社ダイヤケミカル	野洲市大篠原 100-5	製造所	518-1100	21.74
215	有限会社 近江クリーンサービス	野洲市上屋	屋外貯蔵所	588-3288	9.52
216	有限会社 近江クリーンサービス	野洲市上屋	製造所	588-3288	1.59

令和 4 年度 4 月 1 日 湖南広域消防局資料)

■参考資料－10 土砂災害避難指示等判断・伝達マニュアル

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）（平成12年5月8日法律第57号）の制定にもとづき、県では、現在、急傾斜地の崩壊、土石流等のおそれのある土地について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めている。

令和3年3月23日現在、市内で指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）】

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	野洲市大篠原、入町	八幡川	1342002	2次	平成17年 3月30日	県告示第213号	—	—
2	野洲市三上	五反田川	1342011	2次	平成17年 3月30日	県告示第214号	—	—
3	野洲市南櫻	竹長川	2342043	2次	平成17年 3月30日	県告示第215号	—	—
4	野洲市南櫻	竹長川	1342013	111次	令和3年 3月23日	県告示第192号	令和3年 3月23日	県告示第205号
5	野洲市妙光寺、小篠原	山溝川支流	1342015	5次	平成18年 3月30日	県告示第360号	平成18年 3月30日	県告示第708号
6	野洲市小篠原	中の池川	1342009	5次	平成18年 3月30日	県告示第361号	平成18年 3月30日	県告示第709号
7	野洲市辻町、小堤	美濃々川	2342016	5次	平成18年 3月30日	県告示第367号	—	—
8	野洲市大篠原	光善寺川支流	1342005	5次	平成18年 3月30日	県告示第368号	—	—
9	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342018	5次	平成18年 3月30日	県告示第369号	—	—
10	野洲市妙光寺、小篠原	山溝川支流	1342044	5次	平成18年 3月30日	県告示第370号	—	—
11	野洲市小篠原	中の池川支流	1342010	5次	平成18年 3月30日	県告示第371号	—	—
12	野洲市小篠原	びわの木川	1342008	5次	平成18年 3月30日	県告示第372号	—	—
13	野洲市小篠原	びわの木川支流	3342039	5次	平成18年 3月30日	県告示第373号	—	—
14	野洲市北桜	家棟川支流	1342007	5次	平成18年 3月30日	県告示第374号	—	—
15	野洲市北桜	モヘ谷	1342045	5次	平成18年 3月30日	県告示第375号	—	—
16	野洲市南櫻	竹長川支流	1342014	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	平成19年 3月22日	県告示第164号
17	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342025	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	—	—
18	野洲市小堤	上の市川	3342023	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	平成19年 3月22日	県告示第164号
19	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342020	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	平成19年 3月22日	県告示第164号
20	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342021	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	平成19年 3月22日	県告示第164号
21	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	1342006	9次	平成19年 3月22日	県告示第159号	—	—

番号	所在地	区域名	区域番号	指定次数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
22	野洲市辻町	家棟川支流	3342024	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	—	—
23	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342052	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告第 164 号
24	野洲市大篠原	稲荷川支流	1342003	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
25	野洲市大篠原	稲荷川支流	3342053	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
26	野洲市大篠原	稲荷川支流	3342054	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
27	野洲市大篠原	天仁川	3342017	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
28	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342022	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
29	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342055	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
30	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342056	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
31	野洲市大篠原	光善寺川支流	3342050	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 89 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 94 号
32	野洲市大篠原	家棟川支流	3342026	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
33	野洲市大篠原	家棟川支流	3342057	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
34	野洲市大篠原	家棟川支流	3342027	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
35	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342028	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
36	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342058	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
37	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342059	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
38	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342060	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
39	野洲市大篠原・辻町	家棟川支流	3342051	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
40	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342041	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
41	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342048	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
42	野洲市三上・北桜	小山川支流	3342049	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
43	野洲市北桜	小山川支流	1342012	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
44	野洲市北桜	小山川支流	3342046	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
45	野洲市北桜	小山川支流	3342047	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
46	野洲市南桜	大山川支流	3342043	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
47	野洲市南桜	さかしな川	3342044	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	—	—
48	野洲市南桜	大山川支流	3342045	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告第 97 号
49	野洲市大篠原	稲荷川支流	1342004	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—
50	野洲市妙光寺、三上	山溝川	3342040	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—
51	野洲市妙光寺	山溝川	3342061	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 160 号

番号	所在地	区域名	区域番号	指定次数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
52	野洲市北桜	小山川支流	3342042	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	—	—
53	野洲市北桜	小山川支流	3342062	33 次	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 155 号	平成 20 年 3 月 13 日	県告第 160 号
54	野洲市妙光寺	大堀川支流	1342071	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
55	野洲市妙光寺、三上	妓王井川支流	1342074	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
56	野洲市妙光寺、三上	妓王井川支流	1342075	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
57	野洲市妙光寺、三上	妓王井川支流	1342076	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
58	野洲市三上	妓王井川支流	1342072	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
59	野洲市三上	妓王井川支流	1342073	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	—	—
60	野洲市北桜、三上	大山川支流	1342070	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告第 107 号
61	野洲市小篠原	中ノ池川支流	1342079	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号		
62	野洲市南櫻	大山川支流	1210001	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号		
63	野洲市南櫻	大山川支流	1210002	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号	令和3年 2月19日	県告第 138 号
64	野洲市北桜・三上	小山川支流	2210003	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号	令和3年 2月19日	県告第 138 号
65	野洲市北桜	小山川支流	2210004	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号		
66	野洲市大篠原	光善寺川支流	2210005	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号		
67	野洲市大篠原	家棟川支流	2210006	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号		
68	野洲市大篠原	光善寺川支流	1210007	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号	令和3年 2月19日	県告第 138 号
69	野洲市大篠原	竹長川支流	2210008	110 次	令和3年 2月19日	県告第 133 号		

資料：滋賀県土木交通部砂防課ホームページ

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）】

番号	所在地	区域名	区域番号	指定回数	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	野洲市妙光寺	妙光寺	I-2773	2 次	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 318 号	平成 17 年 3 月 30 日	県告示第 376 号
2	野洲市南櫻	南櫻	II-2011	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 386 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 720 号
3	野洲市大篠原、入町	入町	I-2013	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 387 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 721 号
4	野洲市三上	三上<2>	I-2010	111 次	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 196 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 209 号
5	野洲市妙光寺、小篠原	妙光寺-1	I-2761	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 389 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 723 号
6	野洲市北桜	北桜-1	II-2774	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 390 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 724 号
7	野洲市南櫻	南櫻-1	II-2770	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 164 号
8	野洲市南櫻	南櫻-2	II-2771	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 159 号	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 164 号
9	野洲市大篠原	大篠原	I-2012	9 次	平成 19 年 3 月 22 日	県告示第 159 号	—	—
10	野洲市大篠原	岩蔵寺	I-2801	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
11	野洲市三上	県立花緑公園	II-2769	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	—	—
12	野洲市北桜	森林センター-1	I-2799	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
13	野洲市北桜	森林センター-2	I-2800	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
14	野洲市南櫻	南櫻-3	II-2796	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
15	野洲市南櫻	南櫻-4	II-2797	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
16	野洲市南櫻	南櫻-5	II-2798	17 次	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 94 号	平成 20 年 2 月 29 日	県告示第 97 号
17	野洲市大篠原	成橋-1	II-2755	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
18	野洲市大篠原	大篠原-1	II-2756	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
19	野洲市入町	入町-1	II-2757	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
20	野洲市小篠原	小篠原-1	II-2758	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
21	野洲市小篠原	小篠原-2	III-2711	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
22	野洲市妙光寺	三上神社	II-2762	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
23	野洲市妙光寺	宗泉寺	II-2763	111 次	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 199 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告示第 212 号
24	野洲市妙光寺、三上	妙光寺-3	II-2766	33 次	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 155 号	平成 21 年 3 月 13 日	県告示第 160 号
25	野洲市入町	入町-2	I-2823	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告示第 103 号	—	—
26	野洲市北桜	北桜-2	I-2824	41 次	平成 22 年 2 月 19 日	県告示第 103 号	平成 22 年 2 月 19 日	県告示第 107 号
27	野洲市三上	三上<1>	I-2009	44 次	平成 22 年 3 月 17 日	県告示第 174 号	—	—

資料編

28	野洲市大篠原	野洲クリーンセンター-1	I-2017	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 90 号
29	野洲市大篠原	野洲クリーンセンター-2	I-2018	70 次	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 84 号	平成 28 年 2 月 29 日	県告第 90 号
30	野洲市大篠原	野洲クリーンセンター-3	Ⅲ-2881	110 次	令和 3 年 2 月 19 日	県告 133 号		
31	野洲市入町	入町 3	Ⅱ 2882	110 次	令和 3 年 2 月 19 日	県告 133 号		
(4)	野洲市三上 三上② (再指定)		I-2010	111 次	令和 3 年 3 月 23 日	県告第 199 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告第 209 号
(23)	野洲市妙光寺 宗泉寺 (再指定)		Ⅱ-2763	111 次	令和 3 年 3 月 23 日	県告第 199 号	令和 3 年 3 月 23 日	県告第 212 号

資料：滋賀県土木交通部砂防課ホームページ

(2) 土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の分布

市内の土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面は、全て J R 東海道新幹線以南に分布する。

J R 東海道新幹線以南には、三上山、妙光寺山、鏡山等の山があり、それら山麓部に溪流、斜面ともに集中してみられる。

2. 避難すべき区域

市域の土砂災害警戒区域等分布状況、集落の集合状況等を加味し、以下のように 3 つの警戒避難単位を設定した。ここで設定した警戒避難単位とは、土砂災害に関して同様の被害形態が予想され、警戒活動あるいは避難時に同一の行動をとることが考えられる区域を 1 単位としている。

【避難すべき区域】

避難区域 (避難指示等の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	災害の様相	備考
野洲学区	小篠原	崖崩れ、土石流	
篠原学区	入町	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	大篠原	崖崩れ、土石流	
	小堤	土石流	
	辻町	土石流	
三上学区	北桜	土石流	
	南桜	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	三上	崖崩れ、土石流	警戒区域あり
	妙光寺	崖崩れ、土石流	警戒区域あり

(1) 要避難人口

避難施設の検討や避難誘導方法の検討にあたっては、収容若しくは誘導すべき人員の推定が問題となる。そこで、定めた警戒地区毎に、危険区域に存在する保全対象人家戸数を整理し、要避難人口を推定した。ここでは、土砂災害により長期の避難を余儀なくされる可能性を有する者を要避難人口として概算した。つまり、ここでの要避難人口は想定される最大避難施設生活者数を表している。

なお、下表中の要避難世帯数は、第 1 項表の保全対象人家戸数を地区別に集計したものであり、危険区域が重複する箇所は、住宅地図及び 1/5,000 地形図から抽出し、カウントした。また、概算避難人口は、野洲市の人口を全世帯で除した値 3.0 (平成 27 年度国勢調査) を地区毎の人家戸数に乗じた値である。なお、辻町地区の土石流危険溪流は、保全対象が公共施設のみであり、要避難世帯はない。

【要避難人口】

避難区域 (避難指示等の発令単位)	対象地区 (土砂災害危険箇所単位)	要避難世帯	要避難人口	備考
野洲学区	小篠原東部	19 世帯	約 60 人	
篠原学区	入町	22 世帯	約 70 人	
	大篠原・小堤	18 世帯	約 50 人	
三上学区	北桜	7 世帯	約 20 人	
	南桜	39 世帯	約 120 人	
	三上	41 世帯	約 120 人	
	妙光寺	27 世帯	約 80 人	

(2) 土砂災害に関する避難場所

土砂災害に対する避難場所は、次の条件を勘案して設定する。

- ・土石流や崖崩れ等の土砂災害を受けるおそれのない場所であること
- ・保全対象・人家等からできる限り近距離にあり、鉄筋コンクリート造で2階建て以上であること。
- ・0.5km以上の避難行動が必要となる遠距離避難（災害時要援護者歩行限界距離を勘案）地区は、一時避難場所を設ける。
- ・収容人員については、居住可能スペースの面積を3㎡で除した数値とする。

【土砂災害に対する避難場所】

避難区域 (避難指示等の 発令単位)	対象地区 (土砂災害危険 箇所単位)	一時避難場所	指定避難所	備考
野洲学区	小篠原東部	—	野洲人権センター (収容人員：225 人)	
篠原学区	入町	出町集会所 道の駅(要調整)	篠原小学校 (収容人員：340 人) コミュニティーセンターしの はら (収容人員：107 人)	
	大篠原	東町集会所 西町集会所		
三上学区	北桜	北桜公民館	三上小学校 (収容人員：345 人) 三上こども園 (収容人員：46 人) コミュニティーセンターみかみ (収容人員：113 人) 野洲小学校 (収容人員：406 人)	避難所は最寄りの施設とする
	南桜	南桜農事集会所		
	三上	—		
	妙光寺	—		

3. 避難指示等の発令の判断基準

(1) 避難指示等発令の判断のための情報

市は、土砂災害に対する避難指示等発令の判断のために必要な以下情報の把握に努める。

① 気象台の防災気象情報

彦根地方気象台から大雨の際、発表される土砂災害に関する防災気象情報は、大雨注意報、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報等がある。

② 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等気象予測情報。

【雨量計現況】

観測所名	位 置	自記定量	管 理 者	観 測 者
野洲川	野洲	テレメータ	琵琶湖河川事務所	同左職員
野洲	小篠原	自記	南部土木事務所	市職員

資料：道路河川課

③ 滋賀県土木防災情報システム

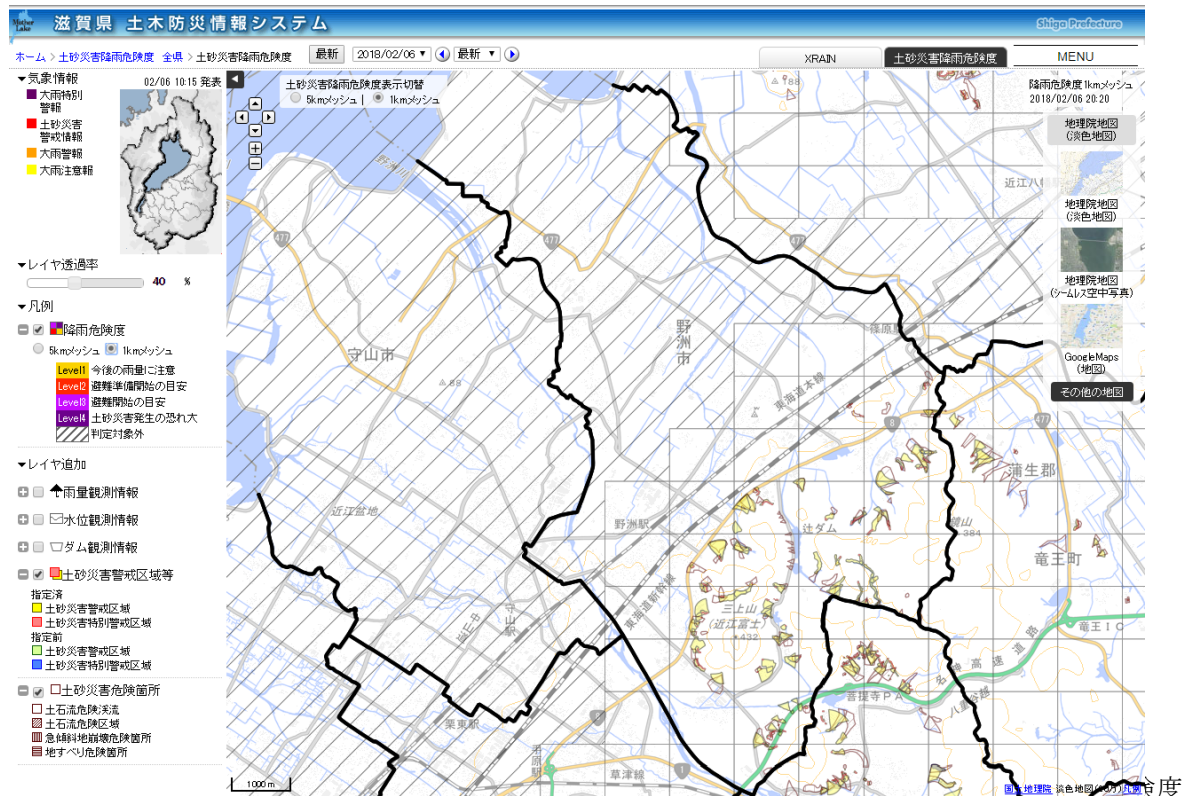
土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としており、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではなく、市町を単位として発表される。

滋賀県では、県のホームページに土木防災情報システムを開設し、その中で土砂災害警戒情報を補足する土砂災害降雨危険度を発表している。土砂災害の危険度が高まっているエリアを5kmのメッシュ単位でその危険度を4つに区分している。

【土砂災害降雨危険度の区分】

区 分	内 容
今後の雨量に注意 (黄色で表示)	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に注意を要する降雨水準に達した時です。大雨等の気象情報の収集を開始し、周囲の溪流や斜面の状況に注意して下さい。
危険な場所から高齢者等は避難 (赤色で表示)	現在又は2時間先までの降雨予測結果が、大雨や土砂災害に警戒を要する降雨水準に達した時です。非常時の持ち出し品や避難経路の確認を行い、早めに避難できるように準備を開始して下さい。土砂災害のおそれがある地域にお住まいで、避難に時間を要する方は安全な場所へ避難して下さい。
危険な場所から全員補難 (薄紫色で表示)	今後1～2時間以内に、土砂災害が発生する降雨水準に達する見込みがある時です。土砂災害のおそれがある地域にお住まいの方は、安全な場所へ避難して下さい。
命の危険。直ちに安全確保 (紫色で表示)	現在、土砂災害が多発する降雨水準に達した時です。土砂災害のおそれがある地域にお住まいの方は、すみやかに安全な場所へ避難して下さい。

<土砂災害降雨危険度の1kmメッシュ（野洲市）>



(<http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php?day=2017-12-01&time=15:40&id1=11&id2=0&id3=0&id4=0&sid=0>)

④ その他周辺状況

巡回又は異常発見者により提供される次に示す土砂災害の前兆現象。

【様々な土砂災害前兆現象例】

土石流	・ 近くて山崩れ、土石流が発生している ・ 立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる ・ 溪流の流水が急に濁りだしたり、流木等が混ざったりしている ・ 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める ・ 異様な山鳴りがする ・ 異様な臭いがする ・ 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生したりしている ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない
崖崩れ	・ 斜面に亀裂ができる ・ 小石が斜面からぱらぱらと落ち出す ・ 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる ・ 斜面にはらみがみられる ・ 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる ・ 湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる

(2) 避難指示等発令の判断基準

避難準備情報発令の判断の基準は、以下表によるものとするが、今後の気象予測や土砂災害危険箇所周辺の巡視報告、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等を本部会議に諮り、総合的に判断する。

【土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準】

区 分	基 準
区域名	野洲・篠原・三上地区
対象地区	小篠原・入町・大篠原・北桜・南桜・三上・妙光寺地区
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき ・土砂災害降雨危険度の赤色が市域のいずれかのエリアで表示されたとき
避難指示	土砂災害警戒情報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見等 ・土砂災害降雨危険度の薄紫色が市域のいずれかのエリアで表示されたとき
緊急安全確保	土砂災害警戒情報が発表され、以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・近隣で土砂災害が発生又は土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）の発見等 ・土砂災害降雨危険度の紫色が市域のいずれかのエリアで表示されたとき

※降雨危険度が同時に複数の区分が表示されたときは、危険度の高い方を基準とする。

4. 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

避難指示等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対し、その情報を伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、避難準備・高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとるべき行動や注意事項等とする。

なお、地域住民への情報伝達内容は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別に以下伝達文例を参考とする。

① 高齢者等避難の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

② 避難指示の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。ただちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

③ 緊急安全確保の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。

大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

(2) 避難指示等の伝達手段・伝達先

① 地域住民への伝達

- ・野洲市防災行政無線
- ・広報車によるマイク放送
- ・戸別の口頭伝達
- ・自主防災組織（自治会）の会長へ連絡（電話・FAX）
- ・インターネット
- ・緊急速報メール

② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達

- ・支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡（電話・FAX）
- ・要配慮者利用施設へ施設所管課から連絡（電話・FAX）

③ 防災関係機関への伝達

- ・消防団長へ連絡（電話・FAX）
- ・滋賀県知事公室防災危機管理局へ連絡（電話・FAX）
- ・守山警察署へ連絡（電話・FAX）
- ・湖南広域消防局へ連絡（電話・FAX）
- ・琵琶湖河川事務所へ連絡（電話・FAX）
- ・NHK大津放送局へ連絡（電話・FAX）

■参考資料－11 水害避難指示等判断・伝達マニュアル

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

対象とする災害は、野洲川、日野川の破堤・越水氾濫及び琵琶湖の増水による氾濫とし、水防法第10条の4の規定に基づき指定された、野洲川、日野川、琵琶湖の浸水想定区域に対する警戒避難体制を定める。

(1) 野洲川破堤・越水氾濫

野洲川の破堤・越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区、野洲学区、北野学区、三上学区のほぼ全域であり、局地的に1m以上の浸水が想定される区域もある。

【直轄区間重要水防区域】

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	距離(m)	対象とする流量(m³/s)	対象とする水位を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	摘要
野洲川	左岸	旧川跡	要注意	野洲地先	6.80 ～8.00	1,200	4,500	102.01	104.29	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町 ～野洲市市三宅地先	4.80 ～7.80	3,000	4,500	101.82	105.15	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	野洲地先	8.20+ 100 付近	—	4,500	102.39	105.48	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.60+ 50 付近	—	4,500	105.47	108.18	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.80+ 70 付近	—	4,500	106.00	108.79	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	10.20+ 150 付近	—	4,500	106.79	109.36	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	漏水すべり	B	野洲市 三上地先	10.50 ～11.20	700	4,500	107.38	110.62	1.50	野洲川	
野洲川	左右岸	工作物	B	野洲地先	8.2+ 153.30	—	4,500	102.39	105.10	1.50	野洲川	桁下高不足 野洲川橋

資料：琵琶湖河川事務所資料（令和2年6月）

（2）日野川破堤・越水氾濫

日野川の破堤・越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区、祇王学区、篠原学区の北部一帯であり、局地的に1m以上の浸水が想定される区域もある。

【県指定区間重要水防区域（特に重要な水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区域	延長(m)	理由	防御すべき施設	対策水防工法
58	日野川	左岸	光善寺川合流部から近江八幡までの左岸	820	中長期河川計画に達成しない。過去に水害実績あり（予水防）	人家580戸	月の輪工木流し工

資料：令和2年度滋賀県水防計画（資料編）

【県指定区間重要水防区域（重要水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
55	家棟川	左右岸	J R琵琶湖線から東海道新幹線まで	2,400
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道8号まで	4,400
58	日野川	左岸	仁保橋から近江八幡までの左岸	1,150
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸 930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：令和2年度滋賀県水防計画（資料編）

【県指定区間重要水防区域（要水防区域）】

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
55	家棟川	左右岸	J R琵琶湖線下流 100m から上の市川合流点まで	2,800
56	大堀川	左右岸	中ノ池川合流点より 550m	1,100
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道 8 号まで	4,400
58	日野川	左岸	大畑橋から近江八幡市境界まで 4,600m	4,600
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸 930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：令和 2 年度滋賀県水防計画（資料編）

（３）琵琶湖越水氾濫

琵琶湖の越水氾濫に警戒が必要な地域は、兵主学区、中里学区のほぼ全域と祇王学区、篠原学区の一部地域であり、1 m 以上の浸水が想定される区域は広大である。

しかしながら、集落の分布は、ほぼ 50cm 未満の浸水が想定される区域にのみ限定される。

２．避難すべき区域

野洲川、日野川の氾濫、琵琶湖の増水による浸水想定区域をもとに、1 m 以上の浸水が予想される区域を避難すべき区域とし、以下のように警戒避難単位を設定した。ここで設定した警戒避難単位とは、洪水害に関して同様の被害形態が予想され、警戒活動あるいは避難時に同一の行動をとることが考えられる区域を 1 単位としている。

【避難すべき区域】

避難区域 (避難指示等の発令単位)	対象地区	1 m 以上の浸水が予想される河川	備考
野洲学区	小篠原（西部）	野洲川	
北野学区	市三宅第 1、第 2	野洲川	
三上学区	三上(七間場、大畑除く)	野洲川	
	近江富士 1 区～ 7 区	野洲川	
祇王学区	北	日野川	
篠原学区	小南	日野川	
	高木	日野川	
	入町	日野川	
兵主学区	須原	野洲川	
中里学区	比留田	日野川	

（１）要避難人口

避難施設の検討や避難誘導方法の検討にあたっては、収容若しくは誘導すべき人員の推定が問題となる。そこで、定めた対象地区毎に、危険区域に存在する保全対象人家戸数を整理し、要避難人口を推定した。ただし、対象地区は概ね全戸が少なからず浸水することから、対象地区の全世帯を要避難人口とし、住民基本台帳（令和 2 年）の行政区別人口をもとに概数を整理した。

【要避難人口】

避難区域 (避難指示等の発令単位)	対象地区	要避難世帯	要避難人口	備考
野洲学区	小篠原（西部）	1, 106	2, 204	
北野学区	市三宅第 1、第 2	1, 171	2, 641	
三上学区	三上(七間場、大畑除く)	337	928	
	近江富士 1 区～ 7 区	801	1, 845	
祇王学区	北	180	493	
篠原学区	小南	246	706	
	高木	103	318	
	入町	54	151	
兵主学区	須原	91	270	
中里学区	比留田	331	965	

(2) 指定避難所

指定避難所は、近年の気象状況の多様性、新型コロナウイルス感染症対策、SDGs（持続可能な開発目標）等を勘案して設定する。

①保全対象、人家等からできる限り近距離にあり、鉄筋コンクリート造で基本的に 2 階建て以上であること。

②感染症対策としては、「滋賀県新型コロナウイルス感染症のための避難所運営ガイドライン」に基づいて収容人員を算定するもの。

ア 学校施設の体育館を避難所として使用する場合、外周に 4.5m の通路を確保し、世帯間の距離を 1m 空ける。また、施設の総面積に対しての居住スペースの占有率を 30% とする。

イ 学校施設等の教室等を使用する場合、平均的な一家族の居住スペースを 12㎡とし、世帯間の距離を 1～2m 空けることにし、収容人員は約 30㎡で 4 名として算定する。

ウ 施設活用は、女性や性的指向等に関して気配りが必要な人(ジェンダー)等の視点に配慮する。

③指定避難所として指定されている施設について、建物延べ床面積を 3㎡で除して、許容人員を表すのではなく、居住可能スペース等を予め調査して 3㎡で除して収容可能人員を算定する。

【浸水想定区域に対する指定避難所】

避難区域 (避難指示等の 発令単位)	対象地区	指定避難所（収容可能スペースの面積） 及び収容可能人員（下段は収容許容人員）		備考
野洲学区	小篠原（西部）	野洲小学校 1,220 m ²	(収容可能人員：128 人) (許容人員：406 人)	
		野洲市人権センター 675 m ²	(収容可能人員：78 人) (許容人員：225 人)	
北野学区	市三宅第 1・第 2	北野小学校 1,047 m ²	(収容可能人員：109 人) (許容人員：349 人)	
三上学区	三上 近江富士 1 区～ 7 区	三上小学校 1,035 m ²	(収容可能人員：106 人) (許容人員：345 人)	
祇王学区	北	野洲北中学校 1,407 m ²	(収容可能人員：140 人) (許容人員：469 人)	
篠原学区	小南、高木、入町	篠原小学校 1,022 m ²	(収容可能人員：105 人) (許容人員：340 人)	
兵主学区	須原	中主中学校 1,019 m ²	(収容可能人員：103 人) (許容人員：339 人)	
中里学区	比留田	中主小学校 730 m ²	(収容可能人員：103 人) (許容人員：243 人)	
		さざなみホール 580 m ²	(収容可能人員：60 人) (許容人員：193 人)	

3. 避難指示等の発令の判断基準

(1) 避難指示等発令の判断のための情報

市は、河川氾濫等に対する避難指示等発令の判断のために必要な以下情報の把握に努める。

① 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等気象予測情報。

【雨量計現況】

観測所名	位 置	自記定量	管 理 者	観 測 者
野洲川	野洲	テレメータ	琵琶湖河川事務所	同左職員
野洲	小篠原（市役所）	自記	南部土木事務所	市職員

資料：道路河川課

② 河川水位情報

国や県では、以下の観測所において水位を観測しており、それぞれの観測所ごとに、氾濫注意水位等の基準を定めている。

【量水標現況】

河川名	名 称	位 置	水防団 待機 水位 (通報)	氾濫 注意 水位 (警戒)	避難 判断 水位 (特別 警戒)	氾濫 危険 水位 (危険)	管理者名
日野川	仁保橋 (テレメーター)	小南（仁保橋下流 側柱脚部）	-0.17m	0.93m	—	—	滋賀県 (南部土木)
	桐原橋 (テレメーター)	近江八幡市安養寺 町（桐原橋下流側 柱脚部）	1.8m	3.0m	3.8m	5.1m	滋賀県 (東近江土木)
野洲川	野洲 (テレメーター)	野洲（野洲川橋下 流左岸 300m 地 点）	2.5m	3.5m	4.3m	4.8m	国土交通省
野洲川	野洲川 河川公園	三上（野洲川河川 公園内 400m トラ ック第 2 コーナー 付近）	1.5m	2.0m	—	—	野洲市
童子川	一本橋 (テレメーター)	永原（一本橋上流 側柱脚部）	0.65m	1.5m	—	—	滋賀県 (南部土木)

出典：令和 4 年度野洲市水防計画書

③ 洪水予報

琵琶湖、野洲川（下流）、日野川は、いずれも洪水予報河川であるが、野洲川（下流）は、国（琵琶湖河川事務所）と彦根地方气象台が、又琵琶湖と日野川は、県と彦根地方气象台が共同で洪水予報を実施する河川である。

平成 19 年 4 月より一級河川において、河川管理者等が洪水予報を発表する際の水位の表現等が変更された。また、市町が避難指示等の発令を行う際に判断しやすい情報の提供を行っている。

氾濫警戒情報等は、県ホームページの滋賀県土木防災情報システムで入手する。土木情報システムでは、国管理河川に関する情報も得ることができる。

【洪水予報の種類】

危険度レ ベル	洪水予報の 種類	洪水予報 の標題	市町や住民が必要な 避難行動等	(参考) 発表の基準
5	洪水警報	氾濫発生 情報	氾濫水の警戒にあたり と共に、逃げ遅れた住 民の救助等	氾濫が発生した時
4	洪水警報	氾濫危険 情報	市町は避難指示の発 令、住民の避難の開 始	予報基準地点の水位が『氾濫危険水位』に達した時
3	洪水警報	氾濫警戒 情報	市町高齢者等避難発 表を、高齢者等は避 難開始	予報基準地点の水位がおおよそ 3 時間後に『氾濫危険水位』に達することが予想される時又は予報基準地点の水位が『避難判断水位』に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時
2	洪水注意報	氾濫注意 情報	水防団の出動の目安	予報基準地点の水位が『氾濫注意水位』に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時
1			水防団（消防団）の 準備の目安	予報基準地点の水位が『水防団待機水位』に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時

滋賀県ホームページより

④ その他周辺状況

その他河川、堤防、水門等の巡回により確認できる水位状況等。

(2) 避難指示等発令の判断基準

避難指示等の発令は、原則は以下表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

【野洲川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準】

河川名	野洲川
対象地区	野洲、北野、三上、兵主、中里
高齢者等避難	・洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に達した時
避難指示	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
緊急安全確保	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき ・決壊等を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

【日野川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準】

河川名	日野川 水位観測所（仁保橋、桐原橋）
対象地区	祇王、篠原、兵主、中里
高齢者等避難	・洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に達した時
避難指示	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき

緊急安全確保	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき ・決壊等を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき
--------	---

【琵琶湖氾濫に関する避難指示等発令の判断基準】

河川名	琵琶湖
対象地区	兵主、中里
高齢者等避難	・洪水予報区間に『氾濫注意情報（氾濫注意水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位に達した時
避難指示	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫警戒情報（避難判断水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に達した時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
緊急安全確保	以下のいずれかの条件を満たしたときに発令する。 ・洪水予報区間に『氾濫危険情報（氾濫危険水位到達）』が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・洪水予報区間で氾濫が発生し、『氾濫発生情報』が発表されたとき ・決壊等を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

4. 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

避難指示等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対し、その情報を伝達する。

伝達内容は、発令日時、発令者、対象地域及び対象者、避難すべき理由、危険の度合い、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別、避難の時期、避難場所、避難の経路（通行不能箇所）、住民のとりべき行動や注意事項等とする。

なお、地域住民への情報伝達内容は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別に以下伝達文例を参考とする。

① 高齢者等避難の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年よりの方等避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

② 避難指示の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。ただちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

③ 緊急安全確保の伝達文例

こちらは、野洲市役所です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、ただちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

(2) 避難指示等の伝達手段・伝達先

① 地域住民への伝達

- ・野洲市防災行政無線
- ・広報車によるマイク放送
- ・戸別の口頭伝達
- ・自主防災組織（自治会）の会長へ連絡（電話・FAX）
- ・インターネット
- ・緊急速報メール

② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達

- ・支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の事前登録者へ連絡（電話・FAX）
- ・避難行動要支援者の避難所となる施設へ連絡（電話・FAX）
- ・要配慮者利用施設へ施設所管課から連絡（電話・FAX）

③ 防災関係機関への伝達

- ・消防団長へ連絡（電話・FAX）
- ・滋賀県知事公室防災危機管理局へ連絡（電話・FAX）へ連絡（電話・FAX）
- ・守山警察署へ連絡（電話・FAX）

-
- ・ 湖南広域消防局へ連絡（電話・FAX）
 - ・ 琵琶湖河川事務所へ連絡（電話・FAX）
 - ・ NHK大津放送局へ連絡（電話・FAX）

■参考資料－12 消防庁火災・災害等即報要領

【即報基準（県への報告）】

区 分	事 項	種 別	基 準	
火 災 等 即 報	一 般 基 準	火 災 特 定 の 事 故	1) 死者 3 人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの	
	個 別 基 準	火 災	建 物 火 災	1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 4) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 5) 損害額 1 億円以上と推定される火災
			林 野 火 災	1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交 通 機 関 の 火 災	1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
			そ の 他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等 特 別 防 災 区 域 内 の 事 故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの 3) 特定事業所内の火災（(1) 以外のもの）	
		危 険 物 に 係 る 事 故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が 5 名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故	
		原 子 力 災 害 等	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏洩があったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの	
		そ の 他 特 定 の 事 故	可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの	
	社 会 的 影 響 基 準	一 般 基 準、個 別 基 準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。		
救 急 救 助 事 故 即 報	1) 死者 5 人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故			

区 分	事 項	種 別	基 準
武力攻撃災害即報			1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報	一般基準		1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
	個別基準	地震	地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
		津波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

【直接即報基準（消防庁及び県への報告）】

区 分	種 別	基 準
火 災 等 即 報	交 通 機 関 の 火 災	1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
	石油コンビナ ート等 特 別 防 災 区 域 内 の 事 故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの
	危 険 物 に 係 る 事 故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は 周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ①海上、河川へ危険物等が流出し防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の 避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏 洩があったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬 中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放 射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏 洩があったもの
救急 救 助 事 故 即 報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力 攻 撃 災 害 即 報		1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すな わち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その 他の人的又は物的災害 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第 1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷す る行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った 事態
災 害 即 報		地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

■参考資料－13 文化財災害予防計画

野洲市の指定文化財を取りまとめた。

資料は、野洲市ホームページ（2021年3月26日現在）を用いた。

【国指定文化財】

●建造物

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
国宝 建81	明治32年4月5日	御上神社本殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
追加	昭和17年11月22日	附 厨子	1基			
国宝 建209	明治34年8月2日	大笹原神社本殿	1棟	室町	大篠原2375	大笹原神社
追加	昭和36年4月27日	附 棟札	11枚			
重要文化財建88	明治32年4月5日	御上神社拝殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
重要文化財建89	明治32年4月5日	御上神社楼門	1棟	室町	三上838	御上神社
重要文化財建239	明治35年7月31日	生和神社本殿	1棟	室町前期	富波乙631-1	生和神社
追加	昭和56年6月5日	附 棟札	2枚			
重要文化財建691	大正6年4月5日	稲荷神社境内社古宮神社本殿	1棟	室町中期	小篠原768-1	稲荷神社
重要文化財建873	昭和6年1月19日	御上神社摂社若宮神社本殿	1棟	鎌倉後期	三上838	御上神社
重要文化財建874	昭和6年1月19日	大笹原神社境内社篠原神社本殿	1棟	室町	大篠原2375	大笹原神社
追加	昭和56年6月5日	附 棟札	1枚			
重要文化財建1049	昭和18年6月9日	大行事神社本殿	1棟	室町中期	久野部267	大行事神社
重要文化財建1063	昭和19年9月5日	日吉神社本殿	1棟	鎌倉後期	小篠原140	日吉神社
重要文化財建1118	昭和24年2月18日	生和神社末社春日神社本殿	1棟	鎌倉後期	富波乙631-1	生和神社
重要文化財建1191	昭和28年3月31日	圓光寺本堂	1棟	鎌倉	久野部266	圓光寺
追加	昭和58年1月7日	附 棟札	1枚			
		鬼瓦	2個			
		板絵図	1組			
重要文化財建1485	昭和36年3月23日	圓光寺九重塔	1棟	鎌倉	久野部266	圓光寺
重要文化財建1506	昭和36年6月7日	春日神社神門	1棟	室町	高木652	春日神社
重要美術品	昭和23年4月27日	石造層塔	1基	鎌倉	永原690	常念寺

● 絵画

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 絵1909	平成3年6月21日	絹本着色如意輪観音像	1幅	鎌倉	六条524	法蔵寺〔琵琶館寄託〕

● 彫刻

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 彫530	明治42年4月5日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	永原	薬師堂旧蔵 観音寺 (草津市芦浦町)
重要文化財 彫540	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	鎌倉	市三宅1835	安楽寺
重要文化財 彫541	明治42年4月5日	木造聖観音立像	1軀	平安	市三宅1835	安楽寺
重要文化財 彫542	明治42年4月5日	木造地藏菩薩立像	1軀	平安	小篠原427	真福寺〔野洲歴民寄託〕
重要文化財 彫543	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	久野部266	円光寺
重要文化財 彫544	明治42年4月5日	木造狛犬	1対	平安	三上838	御上神社〔京博指示出品〕
重要文化財 彫545	明治42年4月5日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫546	明治42年4月5日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫547	明治42年4月5日	木造不動明王及両童子立像	3軀	鎌倉	妙光寺234	宗泉寺
重要文化財 彫548	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	南櫻2227	聖応寺〔琵琶館寄託〕
重要文化財 彫549	明治42年4月5日	銅造観世音菩薩立像	1軀	奈良	南櫻2365	報恩寺〔京博承認出品〕
重要文化財 彫554	明治42年9月21日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	六条524	法蔵寺
重要文化財 彫555	明治42年9月21日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	須原887	西徳院
重要文化財 彫556	明治42年9月21日	木造聖観音立像	1軀	平安	井口524	仏法寺
重要文化財 彫557	明治42年9月21日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	比江1191	蓮乗寺
重要文化財 彫558	明治42年9月21日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	乙窪191	仏性寺
種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 彫559	明治42年9月21日	木造十一面観音立像	1軀	平安	比留田643	蓮長寺
重要文化財 彫560	明治42年9月21日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	比留田852	西得寺
重要文化財 彫563	明治42年4月5日	木造薬師如来立像	1軀	鎌倉	大篠原2758	岩蔵寺
重要文化財 彫564	明治42年4月5日	木造聖観音立像	1軀	平安	小南1912	来迎寺
重要文化財 彫565	明治42年4月5日	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉	永原690	常念寺

●工芸品

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 工 730	昭和 31 年 6 月 28 日	白絹包腹巻	1 具	南北朝	五条 566	兵主神社[一部京博寄託] ※観応二年九月四日墨書
		附 鍍銀箆手金具	1 隻			
		鍍銀臍当	1 双			
		茜威喉輪	1 掛			
		白生絹 小袖	1 領			
		萌黄地白茶格子生絹 小袖	1 隻			
		綾帯	1 条			
		唐櫃	1 合			
重要美術品	昭和 9 年 5 月 18 日	革箆	1 口	鎌倉	五条 566	兵主神社
		附 黒漆矢	6 隻			[底裏に大永四年卯月廿七日の墨書]
重要美術品	昭和 9 年 5 月 18 日	錦包箆	1 口	室町	五条 566	兵主神社
		附 黒漆矢	6 隻			
重要美術品	昭和 17 年 5 月 30 日	梓弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和 17 年 5 月 30 日	伏竹弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和 17 年 5 月 30 日	黒漆弓	1 張	室町	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和 17 年 5 月 30 日	木造唐鞍神馬口取添	1 頭	鎌倉	五条 566	兵主神社
重要美術品	昭和 17 年 5 月 30 日	木造神馬	1 頭	鎌倉	五条 566	兵主神社[琵琶館寄託]
重要美術品	昭和 23 年 4 月 29 日	石造燈籠	1 基	鎌倉	妙光寺 234	宗泉寺

●古文書

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
重要文化財 文686	平成23年6月27日	滋賀県西河原遺跡群出土木簡	31点	飛鳥～平安	小篠原2100-1	野洲市[野洲歴民保管]

●史跡・名勝・天然記念物

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者・管理者
史跡	昭和16年12月13日	大岩山古墳群	8基	古墳	小篠原・富波 甲・富波乙・辻 町	野洲市
	昭和60年2月7日	富波古墳	28,317 ㎡			
		古富波山古墳				
		天王山古墳				
		亀塚古墳				
		大塚山古墳				
		円山古墳				
		甲山古墳				
		宮山二号墳				
	令和2年3月10日	永原御殿跡（永原御殿跡及び伊庭御殿跡） ※伊庭御殿跡は東近江市に所在	31,975.44㎡	江戸前期	野洲市永原字馬場ノ内	〔野洲市管理〕
	令和3年3月26日	追加指定	計 33,831.35㎡			
名勝	昭和28年3月31日	兵主神社庭園	6,882㎡	鎌倉	五条566	兵主神社
	平成8年11月1日		計 21,688㎡	平安		

●選定保存技術の選定

名称	認定年月日	保持者（認定）	所在地
本藍染	平成8年5月10日	森 義男	小篠原

●無形民俗文化財

区分	指定年月日	名称	所在地	保護団体
重要無形民俗文化財	平成17年2月21日	三上のずいき祭	三上	ずいき祭保存会

【県指定文化財】

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物17	昭和35年1月20日	御上神社摂社三宮神社本殿	1棟	室町	三上838	御上神社
建造物29	昭和41年7月4日	兵主大社楼門	1棟	室町	五条566	兵主神社
		一間一戸楼門、入母屋造、檜皮葺				(地垂木墨書：天文19)
		附 翼廊	2棟			
		右翼廊	(1棟)			
		左翼廊	(1棟)			
建造物47	昭和57年3月31日	菅原神社神門	1棟	室町後期	永原1041	菅原神社
建造物77	平成8年3月29日	錦織寺御影堂・表門	2棟	江戸	木部826	錦織寺
		御影堂	(1棟)			(1917屋根葺替修繕の記)
		附 棟札 「元禄14」	4枚			
		表門	(1棟)	江戸後期		
		附 棟札	1枚			
絵画33	平成4年3月31日	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	南北朝	三上838	御上神社[野洲歴民寄託]
絵画41	平成21年11月25日	絹本著色熊野曼荼羅図	1幅	鎌倉	木部826	錦織寺[奈博寄託]
彫刻11	昭和41年7月4日	木造地藏菩薩坐像（貞和6年墨書）	1軀	南北朝	久野部266	圓光寺[琵琶文館寄託]
彫刻12	昭和41年7月4日	木造地藏菩薩坐像（貞和6年墨書）	1軀	南北朝	久野部266	圓光寺
彫刻67	平成6年3月31日	木造阿弥陀如来坐像（貞應元年朱書）	1軀	鎌倉	永原674	福泉寺

工芸品1	昭和32年8月26日	木造相撲人形(力士2、行司1)	1組	鎌倉	三上838	御上神社[琵琶文館寄託]
工芸品55	平成23年3月24日	鰐口 [刻銘]天正18	1口	桃山	五条566	兵主神社
書跡5	昭和47年4月1日	大般若經(宋版)	600帖	宋	南櫻1	野蔵神社
種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
書跡22	昭和63年3月31日	大般若波羅蜜多經(矢放神社保管)	524帖	平安・鎌倉	五条566	兵主神社 [野洲歴民寄託]
		附 識語等断簡				
書跡37	平成9年3月31日	六角氏式目	1冊	江戸	三上	[安土博寄託]
書跡55	平成13年3月19日	御上神社文書	265点	室町～明治	三上838	御上神社[野洲歴民寄託]
無形文化財14	平成9年3月31日	(木竹工) 竹工芸			吉地	杉田春男 (杉田静山)
無形民俗文化財(選択)	平成2年3月31日	三上のずいき祭り 10月9日～14日の祭礼に行われるもの				ずいき祭保存会

【市指定文化財】

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物	昭和48年12月17日	大行事神社摂社 野上神社本殿	1棟	室町	久野部267	大行事神社
建造物	昭和48年12月17日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	小篠原216	宝樹寺
建造物	昭和48年12月17日	石造宝塔	1基	室町	北桜692	多聞寺
建造物	昭和63年9月1日	兵主神社本殿 [棟札]寛永20	1棟	江戸	五条566	兵主神社
建造物	平成6年3月25日	石造宝篋印塔	1基	室町	北桜724	多聞寺
建造物	平成6年3月25日	石造五重層塔	1基	鎌倉	南櫻2365	報恩寺
建造物	平成7年3月31日	石造三重塔	1基	鎌倉	比江1190	蓮乗寺
建造物	平成7年3月31日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	井口480	佛法寺
建造物	平成7年3月31日	石造五重塔	1基	鎌倉	六条524	法蔵寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	南北朝	五条566	兵主神社
建造物	平成15年3月7日	石造七重塔	1基	鎌倉	須原253	苗田神社
建造物	平成15年3月7日	石造五重塔	1基	鎌倉	比江1107	仏眼寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	鎌倉	井口520	千原神社
建造物	平成15年3月7日	石造宝塔	1基	鎌倉	吉川1399	安楽寺

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	鎌倉	比留田934	蓮長寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	南北朝	比留田645-1	比留田薬師寺
建造物	平成15年3月7日	石造宝篋印塔	1基	室町	比留田852	西得寺
絵画	昭和48年12月17日	絹本著色釈迦十六善神図画軸	1幅	南北朝	南櫻1	野蔵神社
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼像	1幅	室町	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼側室像	1幅	江戸	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原越前守重虎像	1幅	江戸	永原690	常念寺
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原越前守重虎像	1幅	室町	中北	〔野洲歴民寄託〕
絵画	昭和50年3月3日	紙本著色永原筑前守重頼側室像	1幅	室町	中北	〔野洲歴民寄託〕
絵画	平成5年6月1日	紙本金地著色名所図	14面	江戸	木部826	錦織寺
絵画	平成10年9月29日	絹本著色方便法身尊像	1幅	桃山	小南1415	悲願寺
絵画	平成14年3月25日	紙本著色仏涅槃図	1幅	室町	三上1383	西養寺〔京博寄託〕
彫刻	昭和48年12月17日	行畑石仏(阿弥陀仏立像)	1軀	鎌倉	行畑385-2	行畑自治会
彫刻	昭和48年12月17日	木造狛犬	1対	鎌倉	高木652	春日神社
彫刻	昭和49年6月18日	妙光寺地蔵磨崖仏 元享4銘	1軀	鎌倉	小篠原540	野洲市
彫刻	昭和50年3月3日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安	辻町127	西徳寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造薬師如来坐像	1軀	室町	小堤312	法善寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造釈迦如来坐像	1軀	平安	富波甲934	常楽寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造観音大土坐像	1軀	室町	富波甲934	常楽寺
彫刻	昭和53年4月27日	木造聖観音立像	1軀	鎌倉	五之里29	浄円寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造大日如来坐像	1軀	平安	井口524	佛法寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造毘沙門天立像	1軀	平安	木部826	錦織寺

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
彫刻	昭和62年4月3日	木造十一面観音菩薩立像	1軀	平安	比江853	江龍寺
彫刻	昭和62年4月3日	木造地藏菩薩坐像	1軀	平安	虫生154	虫生神社
彫刻	平成2年6月1日	木造地藏菩薩立像	1軀	平安	安治213	善福寺
彫刻	平成4年1月13日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	乙窪191	仏性寺
彫刻	平成4年4月13日	木造阿弥陀如来坐像	1軀	鎌倉	虫生185	浄土寺
彫刻	平成5年6月1日	木造阿弥陀如来立像	1軀	鎌倉	吉川1195	正善寺
彫刻	平成6年3月31日	木造不動明王立像	1軀	南北朝	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像 (その1)	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像 (その2)	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社
彫刻	平成6年3月31日	木造男神像 (その3)	1軀	室町	五条566	兵主神社
彫刻	平成7年3月31日	木造薬師如来坐像	1軀	平安	六条524	法蔵寺
彫刻	平成7年3月31日	木造狛犬	1対	南北朝	小比江42	矢取神社
彫刻	平成8年3月28日	木造狛犬	1対	室町	八夫1453	高木神社
彫刻	平成10年9月29日	木造聖観音立像	1軀	鎌倉	野洲903	十輪院
彫刻	平成14年3月25日	木造薬師如来坐像 附造立願文	1軀	鎌倉	妙光寺234	宗泉寺
彫刻	平成19年4月13日	木造飾馬	1軀	鎌倉	五条566	兵主神社[琵琶文館寄託]
彫刻	平成19年4月13日	木造唐鞍神馬	1具	室町	五条566	兵主神社
工芸	昭和48年12月17日	鰐口	1口	南北朝	久野部266	圓光寺
工芸	平成19年4月13日	木造宝塔	1基	室町	五条566	兵主神社[琵琶文館寄託]
工芸	令和2年4月22日	黒漆金銅装神輿	3基	室町	野洲市 三上838番地	御上神社
工芸	令和2年4月22日	九曜文網代張黒漆神輿	1基	室町	野洲市 五条566番地	兵主神社
書跡	平成 3年4月26日	大般若波羅蜜多經	557帖	鎌倉～ 室町	大篠原2375	大笹原神社 [野洲歴民寄託]
書跡	平成8年3月29日	安治区有文書	1655点	室町～ 昭和	五条566	安治自治会 [安土博寄託]

種別	指定年月日	名称	員数	年代	所在地	所有者
書跡	平成11年3月1日	野田村文書	15点	江戸～明治	小篠原2100-1	野洲市〔野洲歴民保管〕
書跡	平成14年3月4日	須原区有文書	2439点	江戸～昭和	須原219	須原自治会
考古	平成14年3月25日	三角縁三神五獣鏡	1	古墳	富波乙	〔野洲歴民寄託〕
歴史資料	平成13年3月30日	吉川家琵琶湖洪水石標	1	大正	吉川	
歴史資料	平成16年3月31日	中主町役場所蔵絵図	52点	明治	小篠原2100-1	野洲市〔野洲歴民保管〕
		附、絵図断面等	5点			
歴史資料	平成16年9月21日	中山道朝鮮人街道分岐点等石造道標	3基	江戸	行畑476-1	(管理)蓮照寺
有形民俗文化財	平成16年9月21日	小南芸能座資料 能面等	5点	室町～明治	小南	〔野洲歴民寄託〕
無形民俗文化財	平成 2年 3月20日	ずいき祭り 10月9日～14日の祭礼に行われるもの				ずいき祭保存会
無形民俗文化財	平成10年 9月29日	愛宕地蔵祭造り物 7月24日の祭礼に行われるもの				愛宕地蔵祭造り物保存会
史跡	平成 2年 3月20日	越前塚古墳	1基	古墳	小篠原731	稲荷神社
史跡	昭和63年9月1日	二之宮神社境内	8005.38㎡	平安～室町	西河原	二之宮神社
史跡	平成16年9月21日	福林寺跡 磨崖仏	4基33体	室町～江戸	小篠原	
史跡	平成26年4月23日	木部天神前古墳	429平方メートル	古墳	野洲市木部708番地	野洲市
名勝	昭和63年9月1日	苗村氏庭園	64.19㎡	江戸	八夫	

■参考資料－14 消防組織等

【野洲市の消防組織】

組織名	人数または隊数
東消防署	4 1
東消防署出張所	1 5
野洲市消防団	1 5 7
自主防災組織	9 0 隊

資料：湖南広域消防局消防年報（令和4年4月1日現在）

【野洲市の消防力】

区分	消防団員数（人）		消防機械（台）						
	定員	現員	合計	ポンプ車	積載車	指令車等	搬送車	小型動力ポンプ	救助型積載車
野洲市消防団	178	157	17	7	1	2	1(削除)	5	1
本部	6	※7	4		(削除)	1	1(削除)	2	
中里分団	22	20	2	1					
兵主分団	22	22	1	1					
野洲分団	22	17	2	1				1(削除)	
北野分団	22	15	1	1					
三上分団	22	22	1	1					
祇王分団	22	18	1	1				1	1
篠原分団	22	22	2	1				1	
やすファイアレディース分団	18	14	4		1	1		1	

※機能別団員3人を含む。

資料：湖南広域消防局消防年報（令和4年4月1日現在）

【消防職員数】

区分	合計	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他
東消防署	42③		2	4	12	7	9	8	3
東消防署出張所	15			3	2	3	2	5	

※その他3人は再任用職員を表す。

資料：湖南広域消防局消防年報（令和4年4月1日現在）

【東消防署の消防力】

区分	合計	はしご車	タンク車	水槽車	指揮(令)車	救急車	資機材輸送車	査察車	広報連絡車	業務連絡車	バイク
東消防署	13	1	2	1	1	1	1	2	1		1
東消防署出張所	3		1			1				1	
区分		機動指揮支援車		支援車Ⅰ型							
東消防署		1		1							
東消防署出張所											

資料：湖南広域消防局消防年報（令和4年4月1日現在）

■参考資料－15 自主防災組織

【自主防災組織の現況（令和４年４月１日現在）】

① 自衛消防隊・義勇消防隊

学区名	No.	自治会名	No.	自治会名	No.	自治会名
野洲	1	野洲	7	桜生	13	レックス
	2	四ツ家	8	駅前	14	グランブルー
	3	大畑	9	駅前東	15	エスリード野洲第二
	4	万葉台	10	和田	16	シャリエ野洲レジデンス
	5	行畑	11	青葉台		
	6	小篠原	12	レオ		
三上	1	三上	7	近江富士第２区		
	2	七間場	8	近江富士第３区		
	3	妙光寺	9	近江富士第４区		
	4	北桜	10	近江富士第５区		
	5	南櫻	11	近江富士第６区		
	6	近江富士第１区	12	近江富士第７区		
祇王	1	上町	7	新上屋	13	野洲の里
	2	下町	8	辻町	14	見星寺オレンジタウン
	3	江部	9	富波甲	15	富波東
	4	中北	10	富波野		
	5	北	11	松陽台		
	6	上屋	12	富波乙		
篠原	1	大篠原	5	高木		
	2	小堤	6	小南		
	3	入町	7	篠原駅前		
	4	長島				
北野	1	市三宅	10	久野部東	19	竹が丘
	2	駅前北	11	竹生		
	3	五反田	12	五之里		
	4	山田	13	富波州平		
	5	縄手	14	二湖洲平		
	6	樋ノ尻	15	富士見台		
	7	稲辻	16	野洲平		
	8	富波南	17	アルティプラザ野洲		
	9	久野部	18	ヴィルヌーブ野洲		
中里	1	比江	5	錦の里	9	木部
	2	小比江	6	吉地	10	虫生
	3	北比江	7	西河原	11	八夫
	4	乙窪	8	比留田		
兵主	1	野田	6	堤		
	2	五条	7	井口		
	3	安治	8	六条		
	4	須原	9	吉川		
	5	下堤	10	菖蒲		

■参考資料－16 ヘリポートの設定基準

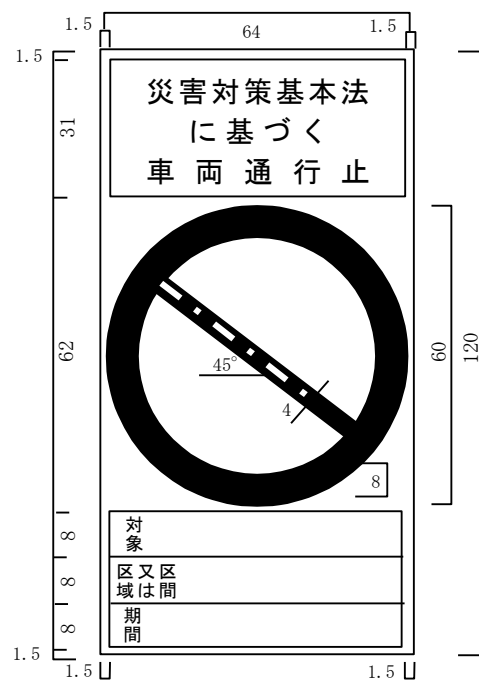
【ヘリポートの設定基準（自衛隊のヘリコプターの場合）】

区 分	昼間使用
小 型 OH－6 J	
中 型 HU－1 B	
大型 CH－47	

- ・ヘリポートの近くに上空から確認しうる風の方向を示す吹き流し、又は旗を立てること。
- ・離着陸時には、風圧等により危険があるので人を接近させないようにすること。
- ・着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標して着陸地点を示すこと。

■参考資料－17 規制の標識

【規制標識】



備考)

- 1 色彩は、文字・縁線・区分線を青色、斜めの帯・枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線・区分線の太さは1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は2分の1まで縮小することができる。

.....

■参考資料－18 災害時調達業者一覧

【パン、ミルクの調達先】

名 称	所在地	電話番号	1 日製造能力
丸栄製パン株式会社	長浜市八幡中山町 678	0749-32-2051	10,000 食
高木牧場	近江八幡市宮内町 35	0748-32-2051	5,400 食
小山牛乳店	野洲市三上 1091-8	588-0566	幼稚園、保育園のみ納入

【副食調味料調達先一覧】

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	有限会社 リカーハウス A スケ	富波甲 1440-6	587-0169
2	有限会社 くらや酒店	北野 1-21-28	587-0209
3	白井製麺所	富波乙 259	587-0738
4	鷺田酒店	小篠原 2113-2	588-4520
5	有限会社 フードモリムラ野洲店	小篠原 2111-14	587-0163
6	アル・プラザ野洲	小篠原 1000	588-5500
7	レーク滋賀農業協同組合野洲地区センター	小篠原 2142-3	588-3131
8	丸菱製麺	東近江市福堂町 3300	0748-45-0018
9	玉木製麺所	高島町今津 618-3	0740-22-2358

【一般廃棄物収集運搬可能業者（事業系）】

番号	業者名	所在地	電話番号
1	I K ウェスト株式会社	辻町 523	587-5955
2	マスダ商事	小比江 559-3	589-2359
3	株式会社 丸池	大篠原 3450-2	587-6516
4	株式会社 近江美研	吉地 1148	589-4870
5	有限会社 伊藤商店	野洲 1361-1	586-6388
6	近畿環境保全 株式会社	小篠原 1971-2 シャルマンコーポ105 号室	564-1502
7	原サービス	小篠原 1979 2 階 2F 号室	565-8913
8	株式会社 平成リサイクルセンター	大篠原 1714	0120-928-201
9	日本ウェスト 株式会社	小篠原 1936-11	0120-64-1655
10	株式会社 杉本商事	西河原 2499-1	589-3708
11	キンキカンセー	久野部 167 大和アパート 2 号室	587-4059
12	株式会社 奥村興業	小篠原 717-1	588-0015
13	有限会社 仲本	行畑 2-13-19	587-0139
14	安田産業 株式会社 ※1	野洲 379	588-3528

注 ※1 の許可事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から排出される一般廃棄物について、再生利用等を伴うものに限る。

資料：環境課

【野洲市内の指定給水装置工事事業者】

番号	名 称	住 所	電 話
1	(株)アイアス	吉地 1207	589-3170
2	(株)アブラサダ	永原 491-2	587-0245
3	(有)アメニティー北村	野洲 2180-17	587-7391
4	(株)乾設備工業	高木 194 番地 38	587-2101
5	ウラタニ電水	野田 1659-1	589-1181
6	岡井設備工業(株)	野洲 218	588-0269
7	(株)北中工業	小篠原 2097-3	587-2193
8	(株)湖水設備	乙窪 424-10	589-2247
9	斎藤配管	三上 2186 番地 59	588-2957
10	坂本油化(株) 野洲営業所	北野一丁目 23-10	587-3329
11	(有)澤本電工	比留田 948	589-2835
12	三協高圧(株)	小篠原 270	586-6088
13	(株)三光建設工業	小篠原 1921	588-0005
14	(株)シミズ設備	五之里 108	588-3524
15	信設備	乙窪 456-10	589-8988
16	(株)大地	小篠原 859-1	587-4066
17	匠住設	栄 9-6	588-0415
18	(株)督永	西河原 4 丁目 2577	589-2056
19	ナイスプラザニシモト	西河原 2383	589-2035
20	中野管工	永原 1157 番地 9	587-3319
21	中村住宅設備機器センター	比留田 1000	589-2045
22	(有)中山管工業	比留田 30-8	589-4530
23	橋部工業	大篠原 709	588-2348
24	(有)林工務店	小南 1844	587-1417
25	(有)ハラダ設備	井口 572	589-3001
26	フジ設備工業	西河原 2575	589-4548
27	(株)マツナガ	西河原 1062	589-2400
28	(株)マルト設備住設	比江 243	599-3676
29	(株)丸林設備	上屋 1383-5	588-1759
30	南設備工業	比留田 632	589-5576
31	森設工業	富波甲 862	587-1786
32	株式会社山本管工	富波乙 11-1	587-2256
33	ワイズテック	大篠原 2124	599-1670

資料：上下水道課資料

【野洲市内の排水設備指定工事店】

番号	名 称	住 所	電 話
1	株式会社 アイアス	吉地 1207	589-3170
2	株式会社 アブラサダ	永原 491-2	587-0245
3	有限会社 アメニティ北村	小篠原 2180-17	586-7391
4	株式会社 乾設備工業	高木 194-38	587-2101
5	岡井設備工業 株式会社	野洲 218	588-0269
6	株式会社 北中工業	小篠原 2097-3	587-2193
7	株式会社 湖水設備	乙窪 424-10	589-2247
8	斉藤配管	三上 2186-59	588-2957
9	坂本油化 株式会社	北野 1-23-10	587-3329
10	有限会社 澤本電工	比留田 948	589-2835
11	三協高圧 株式会社	小篠原 270	586-6088
12	株式会社 シミズ設備	五之里 108	587-3524
13	信設備	乙窪 456-10	589-8988
14	株式会社 大地	小篠原 859-1	587-4066
15	ナイスプラザニシモト	西河原 2383	589-2035
16	中野管工	永原 1157-9	587-3319
17	有限会社 中山管工業	比留田 30-8	589-4530
18	橋部工業	大篠原 709	588-2348
19	有限会社 林工務店	小南 1844	587-1417
20	有限会社ハラダ設備	井口 572	589-3001
21	フジ設備工業	西河原 2575	589-4548
22	株式会社 マルト設備住設	比江 243	599-3676
23	株式会社 丸林設備	上屋 1383-5	588-1759
24	南設備工業	比留田 632	589-5576
25	森設工業	富波甲 862	587-1786
26	株式会社 山本管工	富波乙 11-1	587-2256
27	ワイズテック	大篠原 2124	599-1670

資料：上下水道課

■参考資料－19 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

【指定避難所一覧】

No	名 称	学校区	所在地	居住可能 スペース※2	収容可能人数 ※3
1	野洲小学校	野洲学区	小篠原 1147	1, 220 m ²	406 人
2	野洲中学校	野洲学区	小篠原 510	1, 192 m ²	397 人
3	野洲幼稚園	野洲学区	小篠原 2142-25	418 m ²	139 人
4	ゆきはたこども園	野洲学区	行畑 1-2-25	149 m ²	49 人
5	野洲第三保育園	野洲学区	小篠原 1977-1	79 m ²	26 人
6	野洲高等学校	野洲学区	行畑 2-9-1	1, 104 m ²	368 人
7	コミュニティセンターやす	野洲学区	小篠原 2142	227 m ²	74 人
8	野洲市人権センター	野洲学区	小篠原 1780	675 m ²	225 人
9	三上小学校	三上学区	三上 111	1, 035 m ²	345 人
10	三上こども園	三上学区	三上 134	138 m ²	46 人
11	コミュニティセンターみかみ	三上学区	三上 828	343 m ²	113 人
12	祇王小学校	祇王学区	上屋 1169	1, 026 m ²	342 人
13	野洲北中学校	祇王学区	永原 1690	1, 407 m ²	469 人
14	祇王幼稚園	祇王学区	永原 474	174 m ²	58 人
15	コミュニティセンターぎおう	祇王学区	永原 463	329 m ²	106 人
16	総合体育館	祇王学区	富波甲 1339	2, 847 m ²	949 人
17	篠原小学校	篠原学区	大篠原 1414	1, 022 m ²	340 人
18	篠原こども園	篠原学区	大篠原 1414-2	138 m ²	46 人
19	コミュニティセンターしのはら	篠原学区	大篠原 4024-2	325 m ²	107 人
20	野洲養護学校	篠原学区	小南 588	162 m ²	54 人
21	北野小学校	北野学区	市三宅 240	1, 047 m ²	349 人
22	さくらばさまこども園	北野学区	小篠原 200	189 m ²	63 人
23	北野幼稚園	北野学区	市三宅 248	180 m ²	60 人
24	コミュニティセンターきたの	北野学区	市三宅 313	314 m ²	104 人
25	中主小学校	中里学区	西河原 712	730 m ²	243 人
26	中主幼稚園	中里学区	吉地 1120-1	334 m ²	111 人
27	市民交流センター	中里学区	北比江 86	153 m ²	51 人
28	さざなみホール	中里学区	比留田 3313-3	580 m ²	193 人
29	コミュニティセンターなかさと	中里学区	西河原 2366-1	446 m ²	148 人
30	中主中学校	兵主学区	六条 377	1, 019 m ²	339 人
31	中主B & G 海洋センター	兵主学区	六条 460	1, 049 m ²	349 人
32	吉川自治会館	兵主学区	吉川 3641	237 m ²	79 人
33	菖蒲自治会館	兵主学区	菖蒲 262-2	86 m ²	28 人
34	コミュニティセンターひょうず	兵主学区	六条 1509-1	269 m ²	89 人
※1	守山市立吉身小学校	野洲学区	守山市吉身 3-2-26	1, 109 m ²	369 人

※1：「守山市立吉身小学校」は、守山市の指定避難所だが、野洲川左岸で野洲川を渡るのが危険な場合に避難できる。

※2：居住可能スペース：各施設の廊下、トイレ、執務室等を除くスペースのこと。

※3：収容可能人数：居住スペースを 3 m²で除した数値とする。（なお、新型コロナウイルス感染症対策としての収容人数は、滋賀県等が示す指定避難所等ガイドラインに基づき適切に運用する）

【指定緊急避難場所一覧】

No	名 称	学校区	所在地	地震	洪水	土砂災害	内水
1	野洲小学校	野洲学区	小篠原 1147	○	×	○	×
2	野洲中学校	野洲学区	小篠原 510	○	○	×	○
3	野洲幼稚園	野洲学区	小篠原 2142-25	○	×	○	×
4	ゆきはたこども園	野洲学区	行畑 1-2-25	○	×	○	×
5	野洲第三保育園	野洲学区	小篠原 1977-1	○	×	○	×
6	野洲高等学校	野洲学区	行畑 2-9-1	○	×	○	×
7	コミュニティセンターやす	野洲学区	小篠原 2142	○	×	○	×
8	野洲市人権センター	野洲学区	小篠原 1780	○	×	○	×
9	三上小学校	三上学区	三上 111	○	×	○	×
10	三上こども園	三上学区	三上 134	○	×	○	×
11	コミュニティセンターみかみ	三上学区	三上 828	○	×	○	×
12	祇王小学校	祇王学区	上屋 1169	○	○	○	○
13	野洲北中学校	祇王学区	永原 1690	○	○	○	○
14	祇王幼稚園	祇王学区	永原 474	○	○	○	○
15	コミュニティセンターぎおう	祇王学区	永原 463	○	○	○	○
16	総合体育館	祇王学区	富波甲 1339	○	×	○	○
17	篠原小学校	篠原学区	大篠原 1414	○	○	○	×
18	篠原こども園	篠原学区	大篠原 1414-2	○	○	○	○
19	コミュニティセンターしのはら	篠原学区	大篠原 4024-2	○	○	○	×
20	野洲養護学校	篠原学区	小南 588	○	×	○	×
21	北野小学校	北野学区	市三宅 240	○	×	○	×
22	さくらばさまこども園	北野学区	小篠原 200	○	×	○	×
23	北野幼稚園	北野学区	市三宅 248	○	×	○	×
24	コミュニティセンターきたの	北野学区	市三宅 313	○	×	○	○
25	中主小学校	中里学区	西河原 712	○	×	○	○
26	中主幼稚園	中里学区	吉地 1120-1	○	×	○	○
27	市民交流センター	中里学区	北比江 86	○	×	○	○
28	さざなみホール	中里学区	比留田 3313-3	○	×	○	○
29	コミュニティセンターなかさと	中里学区	西河原 2366-1	○	×	○	○
30	中主中学校	兵主学区	六条 377	○	×	○	○
31	中主 B&G 海洋センター	兵主学区	六条 460	○	×	○	○
32	吉川自治会館	兵主学区	吉川 3641	×	×	○	×
33	菖蒲自治会館	兵主学区	菖蒲 262-2	×	×	○	○
34	コミュニティセンターひょうず	兵主学区	六条 1509-1	○	×	○	×
35	野洲川ふれあい広場	野洲学区	野洲地先	○	×	○	×
36	野洲川河川公園	三上学区	三上 2224	○	×	○	×
※1	守山市立吉身小学校	野洲学区	守山市吉身 3-2-26	○	○	○	○

※1：「守山市立吉身小学校」は、守山市の指定避難所だが、野洲川左岸で野洲川を渡るのが危険な場合に避難できる。

【福祉避難所一覧】

No	施設名称	所在地	学校区
1	介護老人保健施設 寿々はうす	八夫 2077	中里学区
2	特別養護老人ホーム 悠紀の里	南櫻 2131-1	三上学区
3	特別養護老人ホーム あやめの里	吉川 3854-1	兵主学区
4	特別養護老人ホーム ぎおうの里	富波甲 1340-1	祇王学区

【一時避難場所一覧】

No	施設名称	所在地	学校区
1	山出会議所	三上 380	三上学区
2	コミュニティセンターみかみ	三上 828	三上学区
3	前田草の根広場	三上前田地先	三上学区
4	小中小路草の根広場	三上小中小路地先	三上学区
5	大中小路草の根広場	三上大中小路地先	三上学区
6	出町集会所	入町 85-2	篠原学区
7	東町集会所	大篠原 1945	篠原学区
8	西町集会所	大篠原 2965	篠原学区
9	北桜公民館	北桜 352	三上学区
10	南櫻農事集会所	南櫻 1781-1	三上学区
11	妙光寺公民館	妙光寺 152-9	三上学区

※一時避難場所：災害が発生または発生するおそれがある場合に、切迫する危険から一旦、
逃れるための避難場所として各地域で決めた施設や場所

■参考資料－20 要配慮者利用施設一覧

※下記施設一覧において、「－」の施設については、水防法15条1項4号ロ又は土砂災害防止法8条1項4号に規定する「要配慮者利用施設」でないことを表す。

【児童福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全度マップ	土砂災害
1	ゆきはたこども園	こども園	行畑 1-2-25	588-3690	588-0802	1.0m～3.0m 未満	—	0.5m未満	—
2	さくらばさまこども園	こども園	小篠原 200	588-0295	588-1257	1.0m～3.0m 未満	—	0.5m未満	—
3	野洲第三保育園	保育所	小篠原 1977-1	586-0140	586-0144	1.0m～3.0m 未満	—	0.5m未満	—
4	三上こども園	こども園	三上 134	588-2672	588-0532	0.5m～1.0m 未満	—	0.5m未満	—
5	篠原こども園	こども園	大篠原 1414-2	588-4907	586-8252	—	—	—	—
6	きたの保育園	保育所	市三宅 242-1	518-1866	587-6226	0.5m～3.0m 未満	—	0.5m未満	—
7	祇王明照保育園	保育所	永原 674	587-0243	587-5603	—	—	—	—
8	あやめ保育所（本園）	保育所	小比江 565-1	589-2030	589-2157	1.0m～3.0m 未満	—	—	—
9	あやめ保育所よしじ分園	保育所	吉地 1219	589-2928	589-2928	1.0m～3.0m 未満	—	0.5m未満	—
10	あやめ保育所こしのはら分園	保育所	小篠原 1091	535-9093	535-9094	0.5m未満	—	0.5m未満	—
11	野洲第一～第六こどもの家	学童保育所	小篠原 2142-17	586-2253	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5～1.0m未満	—
12	野洲第七こどもの家	学童保育所	小篠原 1156-4	586-6547	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5～1.0m未満	—
13	北野第一～第二こどもの家	学童保育所	市三宅 248	588-4402	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5m未満	—
14	北野第三～第四こどもの家	学童保育所	市三宅 252-1	587-3583	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5m未満	—
15	篠原こどもの家	学童保育所	大篠原 1414	588-1266	—	—	—	—	—
16	三上第一～第二こどもの家	学童保育所	三上 111	587-4904	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5～1.0m未満	—
17	祇王第一～第二こどもの家	学童保育所	上屋 1295	587-0353	—	—	—	0.5m未満	—
18	祇王第三～第六こどもの家	学童保育所	上屋 1295	586-3411	—	—	—	—	—
19	中主第一～第四こどもの家	学童保育所	西河原 712	589-6306	—	0.5m～1.0m 未満	—	0.5m未満	—
20	第二びわこ学園	児童福祉施設	北桜 978-2	587-1144	587-4211	—	—	—	—
21	野洲子育て支援センター	児童福祉施設	辻町 433-1	518-0830	518-0831	—	—	—	—
22	野洲優愛保育園モンチ	保育所	小篠原 2192-2	586-1038	586-1038	0.5m～1.0m 未満	—	0.5～1.0m未満	—
23	しみんふくし保育の家竹が丘	保育所	竹ヶ丘 4-18	586-2431	586-5835	—	—	—	—

資料：こども課

【障がい者福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	びわこ学園医療福祉センター野洲	療養型障害児 入所施設、短期 入所	北桜 978	587- 1144	587- 4211	—	—	—	—
2	重症心身障害者通 所施設さんさん	生活介護	北桜 978	587- 4290	518- 0482	—	—	—	—
3	あんと	生活介護	高木 155-23	515- 2277	515- 2277	—	3.0～ 5.0m 未満	—	—
4	おおきな木	生活介護	北桜 920-1	587- 4518	587- 4508	—	—	—	区域内
5	kama-moto	生活介護	西河原 586-1	598- 5666	598- 5666	0.5m 未満	—	—	—
6	にっこり作業所	生活介護	辻町 57-7	588- 0503	588- 1146	—	—	—	—
7	野風草	生活介護	小篠原 897-4	518- 1500	518- 1501	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—
8	青空てらす	生活介護、就労 継続支援B型	比留田 725	575- 1006	575- 1993	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—
9	青空てらす吉川	生活介護、就労 継続支援B型	吉川 928-3	589- 8237	589- 8238	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—
10	ふれあいワーカーズ	生活介護・就労 継続支援B型	吉地 1130-1	589- 8101	589- 8102	0.5m 未満	—	—	—
11	第二にっこり作業 所	就労継続支援B 型	辻町 57-7	588- 0503	588- 1146	—	—	—	—
12	共同作業所陽だま り	就労継続支援B 型	小篠原 1818-5	586- 7338	586- 7338	0.5m 未満	—	0.5m 未満	—
13	第二出会いの家	就労継続支援B 型	吉地 1405	596- 3820	596- 3821	0.5m 未満	—	0.5m 未満	—
14	暮らしを考える会	就労継続支援B 型	小堤 184-1	586- 0623	586- 1403	—	—	—	—
15	出会いの家	就労移行支・就 労継続支援B 型	富波乙 187	586- 2487	586- 2487	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5m 未満	—
16	就労支援センター ルミエル	就労継続支援A 型、就労移行支援	大篠原 91	586- 7773	586- 7773	—	—	0.5m 未満	—
17	陽だまりA型	就労継続支援A 型	北桜 932	586- 7338	598- 0317	—	—	0.5～ 1.0m 未満	区域内
18	生活訓練施設樹 (歩人)	宿泊型自立訓 練(生活訓練)、 短期入所	八夫 1318	589- 8792	589- 5585	0.5m 未満	—	—	—
19	ケアホーム大樹	知的障害者グル ープホーム	比留田 994	589- 6420	589- 6420	0.5m 未満	0.5m 未満	0.5m 未満	—
20	ケアホームえまい	共同生活援助 グループホーム	南櫻 2292- 27	518- 0700	518- 0655	—	—	—	—
21	こなんくらぶ	精神障害者グル ープホーム	小篠原 1918-5	589- 8784	589- 5478	0.5m 未満	—	0.5m 未満	—
22	グループホーム わっはっは	ケアホーム・グ ループホーム	近江富 士 5-18-5	587- 6845	587- 6845	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5～ 1.0m 未満	—
23	児童通所支援事業 所のひら野洲 市三宅	放課後等ディス サービス				0.5m 未満			
24	児童通所支援事業 所のひら野洲 小南	放課後等ディス サービス	小南 1475-10	599- 0213	599- 0214	—	—	—	—
25	放課後等ディス サービス せかんど びーす	放課後等ディス サービス	小篠原 894-1	535- 0222	535- 0222	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5m 未満	—
26	放課後等ディス サービス びーす	放課後等ディス サービス	栄 4-21 スギタ ビル 1-1	535- 0222	535- 0222	0.5m 未満	—	0.5～ 1.0m 未満	—

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
27	児童発達支援・放課後等デイサービス ベストライフ 歩	放課後等デイサービス、児童発達支援	小篠原 978-3	518-0275	518-0275	1.0m～ 3.0m 未満	—	0.5～ 1.0m 未満	—
28	野洲市早期療育通園事業 にこにこ教室	児童発達支援	小篠原 1965-4	587-0033	587-2004	1.0m～ 3.0m 未満	—	0.5m 未満	—
29	野洲市発達支援センター	児童発達支援	小篠原 1965-4	587-0033	587-2004	1.0m～ 3.0m 未満	—	0.5m 未満	—
30	デイサービス 芽ばえ	生活介護	小南 1875	535-0914	576-2731	—	0.5m～ 1.0m 未満	—	—
31	びへす蕪式会社	生活保護	小篠原 820-16	576-0166	576-5812	0.5m 未満	—	—	—
32	ルミエルスーパ－ B 4 5	就労継続支援 B 型	大篠原 91	586-7773	586-7773	—	—	0.5m 未満	—
33	グループホーム アポロ 2	グループホーム	高木 122-58	552-2220	552-2220	—	0.5m 未満	0.5m 未満	—
34	グループホーム 湖湖	グループホーム	栄 15-6	080-3821-9940	なし	0.5m 未満	—	0.5～ 1.0m 未満	—
35	グループホーム がじゅまる	グループホーム	西河原 2597	0748-400286	0748-400352	0.5m 未満	—	—	—
36	ベストライフ 歩	放課後デイサービス	小篠原 978-3-101	518-0275	518-0275	1.0m～ 3.0m 未満	—	0.5～ 1.0m 未満	—
37	pono-pono	放課後デイサービス	西河原 2405	596-3631	596-3631	0.5m 未満	—	—	—
38	いまここ a m i	放課後デイサービス	小篠原 1115-5	584-5798	584-5799	0.5m 未満	—	0.5m 未満	—
39	マザーズ野洲	放課後デイサービス	富波乙 798-5	598-5164	598-5165	0.5m 未満	—	—	—
40	T I N O 学び舎	放課後デイサービス	永原字 五十軒 町 3 1 番地	598-5213	なし	—	—	0.5m 未満	—
41	エンジェル野洲	放課後デイサービス	小篠原 2102-2	588-0515	588-0515	0.5m 未満	—	0.5m 未満	—

資料：障がい者自立支援課

【老人福祉関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	特別養護老人ホーム 悠紀の里	介護老人福祉施設	南櫻 2131-1	587-4111	587-4820	—	—	—	区域内
2	特別養護老人ホーム あやめの里	介護老人福祉施設	吉川 3854-1	589-8533	589-6241	0.5m未満	0.5m未満	—	—
3	特別養護老人ホーム ぎおうの里	介護老人福祉施設	富波甲 1340-1	586-5444	586-5159	—	—	0.5m未満	—
4	介護老人保健施設 寿々はうす	介護老人保健施設	八夫 2077	589-8320	589-8321	0.5m～ 1.0m未満	—	—	—
5	介護老人保健施設 野洲すみれ苑	介護老人保健施設	小篠原 490-1	588-3001	588-3002	—	—	0.5～ 1.0m未満	—
6	特別養護老人ホーム 悠紀の里びわ	介護老人福祉施設	南櫻 2131-1	587-4111	587-4820	—	—	—	区域内
7	特別養護老人ホーム 篠原すみれ園	介護老人福祉施設	大篠原 951-1	596-5991	589-8199	—	—	0.5m未満	—
8	グループホーム やすの憩	認知症対応型共同生活介護	行畑 881	518-1555	518-1556	0.5m～ 1.0m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
9	ニチイケアセンター 野洲	認知症対応型共同生活介護	比江 966-4	589-8035	589-8036	0.5m～未満	—	0.5m未満	—
10	デイサービス笑おう家	認知症対応型通所介護	行畑 102-8	584-4333	584-4350	0.5m未満	—	0.5～ 1.0m未満	—
11	デイサービスセンター あやめの里	通所介護	吉川 3854-1	589-8534	589-6241	0.5m未満	0.5m未満	—	—
12	デイサービスあいむ野洲	通所介護	小篠原 1115-5-101	518-1171	518-1172	0.5m未満	—	0.5m未満	—
13	デイサービスあいむ祇王	通所介護	富波乙 177-4	518-1002	518-1200	0.5m～ 1.0m未満	—	0.5m未満	—
14	ライブリースペース COCORO 祇王	通所介護	富波乙 176	518-1008	518-1118	0.5m～ 1.0m未満	—	0.5m未満	—
15	デイサービスセンター ぎおうの里	通所介護	富波甲 1340-1	586-5444	586-5159	—	—	0.5m未満	—
16	のどかの家高木	通所介護	高木 737	587-4561	587-4562	—	0.5m未満	0.5m未満	—
17	のどかの家長島	通所介護	長島 606-2	587-4530	587-4530	—	—	0.5m未満	—
18	のどかの家大篠原	通所介護	大篠原 2979	587-2477	587-2477	—	—	—	—
19	またあしたみそら	通所介護	比江 461-1	589-5616	589-5616	—	—	—	—
20	通所処芽ばえ	通所介護	小南 1876	535-0914	576-2731	—	0.5～ 1.0m未満	—	—
21	デイセンターさくら	通所介護	南櫻 2292-56	518-0530	587-6113	—	—	—	区域内
22	NPO 法人エヌピーオー 花園さいかい荘	通所介護	小篠原 302	587-0747	587-0747	—	—	—	—
23	やすりハビリセンター	通所介護	小篠原 1570-5	587-5188	587-5168	0.5m未満	—	0.5m未満	—
24	デイサービスあつちゃん家	通所介護	富波乙 311-2	586-7273	586-7274	0.5m未満	—	—	—
25	デイサービスふじ	通所介護	三上 241-1	518-1980	518-1981	1.0m～ 3.0m未満	—	0.5m未満	—
26	プチ・トマト堤通所介護事業所	通所介護	堤 323-8	589-6647	589-6648	0.5m未満	—	0.5m未満	—
27	デイサービスセンター ほほえみ	通所介護	吉地 419	575-5547	576-0217	0.5m未満	—	0.5m未満	—
28	デイサービス 青空	通所介護	富波乙 690-15	599-0646	598-1660	0.5m未満	—	—	—
29	デイサービス アクティブ野洲	通所介護	富波乙 712-12	587-1055	567-5160	0.5m～ 1.0m未満	—	0.5m未満	—

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
30	比留田こすもす	通所介護	比留田 725	575-1006	575-1993	0.5m～ 1.0m 未満	0.5～ 1.0m 未満	0.5m 未満	—
31	デイサービスセンター ほほえみプラス	通所介護	久野部 138-7 サント ビ・アビル 1-C	518-2533	518-2534	0.5m 未満	—	—	—
32	レガロアコンフォ ート湖南リゾート	有料老人ホ ーム	野洲 1460-1	586-3010	586-3011	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—
33	エルプラス祇王	サービス付 高齢者住宅	富波乙 177-3	518-1005	518-1006	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—

資料：高齢福祉課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	中主幼稚園	幼稚園	吉地 1120-1	589-2232	589-5941	0.5m 未満	—	—	—
2	野洲幼稚園	幼稚園	小篠原 2142-25	587-1265	587-2062	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5～1.0m 未満	—
3	三上幼稚園 (三上こども園)	幼稚園	三上 134	588-2672	588-0532	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5m 未満	—
4	祇王幼稚園	幼稚園	永原 474	588-2737	588-0689	—	—	—	—
5	北野幼稚園	幼稚園	市三宅 248	587-5332	587-2130	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5m 未満	—

資料：こども課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	中主中学校	中学校	六条 377	589-2036	589-4978	0.5m 未満	—	—	—
2	野洲中学校	中学校	小篠原 510	587-0341	587-6768	—	—	—	区域内
3	野洲北中学校	中学校	永原 1690	587-3693	587-6499	—	—	—	—
4	中主小学校	小学校	西河原 712	589-2012	589-2025	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—
5	篠原小学校	小学校	大篠原 1414	587-0179	587-2177	—	—	0.5m 未満	—
6	祇王小学校	小学校	上屋 1169	587-0129	587-2428	—	—	—	—
7	三上小学校	小学校	三上 111	587-0049	587-2245	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5～1.0m 未満	—
8	野洲小学校	小学校	小篠原 1147	587-0062	587-2702	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5～1.0m 未満	—
9	北野小学校	小学校	市三宅 240	587-0058	587-2468	0.5m～ 1.0m 未満	—	—	—

資料：学校教育課

【教育関連】

No	施設名称	種別	所在地	電話番号	FAX番号	野洲川 (最大規模)	日野川 (計画降雨)	地先の安全 度マップ	土砂 災害
1	野洲高等学校	高等学校	行畑 2-9-1	587-0059	587-5595	0.5m～ 1.0m 未満	—	0.5m 未満	—
2	野洲養護学校	養護学校	小南 588	586-6850	586-6870	—	1.0～3.0m 未満	0.5m 未満	—

■ 参考資料－21 担当班一覧表

【本編担当班一覧表（風水害対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第2部 災害予 防対策 計画	第1章 水害 予防計画	第5節	下水道施設の災害予防計画	上下水道課
第3部 災害応 急対策 計画	第1章 防災 組織整備計 画	第1節	災害応急対策の活動体制	各班
		第2節	動員計画	各班
		第3節	組織計画	各班
	第2章 情報 計画	第1節	情報連絡計画	広報班、総務班、財政 情報班、消防局
	第3章 防ぎ よ計画	第1節	消防計画	総務班、消防局、消防班
		第2節	水防計画	土木班、救助班
		第3節	上水道施設及び下水道施設応 急対策計画	みず事業所、上下水道班
		第4節	危険物施設等応急対策計画	総務班、消防局
		第5節	建造物等応急対策計画	住宅班、財務情報班、 教育委員会
	第4章 災害 救助保護計 画	第1節	災害救助法の適用	本部会議
		第2節	避難計画	総務班、救援避難対策 班、福祉班、救助班
		第3節	学校における応急対策計画	教育委員会各機関
		第4節	飲料水・食料・生活必需品等 の供給計画	みず事業所、上下水道班
		第5節	住宅対策計画	住宅班
		第6節	救急救助及び医療救護計画	守山警察署、消防局、 救助班、保健・医療救 護対策班
	第5章 交通規制計画			守山警察署、土木班
	第6章 輸送計画			総務班
	第7章 防疫及び保健衛生計画			保健・医療救護対策 班、環境衛生班
	第8章 災害廃棄物処理計画			環境衛生班
	第9章 通信及び放送施設応急対策計画			総務班
	第10章 電 力・ガス施 設応急対策 計画	第1節	電力施設応急対策計画	関西電力送配電(株)
		第2節	ガス施設応急対策	大阪ガスネットワーク (株)京滋事業部

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応 急対策 計画	第11章 農林業施設等応急対策計画			農林水産班
	第12章 相互協力計画			総務班、議会班、各班
	第13章 自衛隊災害派遣計画			総務班
	第14章 警備計画			守山警察署
	第15章 ボランティア対策計画			福祉班
	第16章 要配慮者対策計画			財務情報班、福祉班、 保健・医療救護対策班
第4部 災害復 旧対策 計画	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物流チー ム、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融 機関・郵政 事業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班

【本編担当班一覧表（震災対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応 急対策 計画	第1章 防災 組織整備計 画	第1節	災害応急対策の活動体制	各班
		第2節	動員計画	各班
		第3節	組織計画	各班
	第2章 災害救助法の適応			本部会議
	第3章 相互協力計画			総務班、議会班、各班
	第4章 自衛隊災害派遣計画			総務班
	第5章 消防計画			総務班、消防局、消防班
	第6章 救急救助及び医療救護計画			守山警察署、消防局、救 助班、保健・医療救護対 策班
	第7章 情報 計画	第1節	情報連絡計画	広報班、総務班、財務情 報班、消防局
	第8章 通信及び放送施設応急対策計画			総務班
	第9章 警備計画			守山警察署
	第10章 交通規制計画			守山警察署、土木班
	第11章 輸送計画			総務班
	第12章 避難計画			総務班、救援避難対策 班、福祉班、救助班

部	章	節番号	節名	関係各課
第3部 災害応急対策計画	第13章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画			みず事業所、上下水道班
	第14章 災害廃棄物処理計画			環境衛生班
	第15章 住宅対策計画			住宅班
	第16章 電力・ガス施設 応急対策計画	第1節	電力施設応急対策計画	関西電力送配電(株)
		第2節	ガス施設応急対策	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部
	第17章 上水道施設及び下水道施設応急対策計画			みず事業所、上下水道班
	第18章 危険物施設等応急対策計画			総務班、消防局
	第19章 建造物等応急対策計画			住宅班、財務情報班、教育委員会
	第20章 河川管理施設等応急対策計画			土木班
	第21章 土砂災害危険箇所に対する応急対策計画			土木班、財務情報班
	第22章 農林業施設等応急対策計画			農林水産班
	第23章 ボランティア対策計画			福祉班
	第24章 学校における応急対策計画			教育委員会各機関
	第25条 帰宅困難者対策計画			商工班
第4部 災害復旧対策計画	第26章 要配慮者対策計画			財務情報班、福祉班、保健・医療救護対策班
	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物流チーム、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融機関・郵政事業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班

【本編担当班一覧表（事故対策編）】

部	章	節番号	節名	関係各課
第4部 災害復 旧対策 計画	第1章 復興計画の策定			本部会議
	第2章 被災者・被災中小企業等への支援			救護調査班、物流チー ム、福祉班、商工班
	第3章 住宅の復興			住宅班、財務情報班
	第4章 雇用の安定と雇用機会の確保			総務班、商工班
	第5章 商工業の再建支援			商工班
	第6章 農林水産業の再建支援			農林水産班
	第7章 金融 機関・郵政 事業の復旧	第1節	金融措置計画	各機関
		第2節	郵政関係補助	日本郵政(株)
	第9章 激甚災害の指定			関係各班

■参考資料－22 地区防災計画作成状況一覧

【地区防災計画作成状況一覧】

番号	地区名	計画名	策定主体	策定年度	備考
1	大篠原地区	大篠原地区防災計画	大篠原自治会	令和3年度	

■参考資料－23 災害対策備品・消耗品整備状況

■災害対策備蓄品・消耗品整備状況

品 名	現有数	各防災センター	学区備蓄倉庫	各コミセン等
チェーンソー（エンジン）	10	5	5	
チェーンソー（充電式）	10	10		
エンジンカッター	9	4	5	
ジャッキ	14	7	7	
バール	87	27	60	
スコップ	98	28	70	
鋸	55	18	35	
レスキューアックス（斧）	45	20	25	
大ハンマー	2	2		
かけや	7	7		
たこ	2	2		
なた	5	5		
ろ水機	9	4	5	
丸型組み立て水槽	11	6	5	
バケツ	298	88	210	
リヤカー	20	6	14	
担架	25	11	14	
一輪車	5	5		
ガレージジャッキ（3 t）	1			
バッテリー比重計	1			
エアージェージ（1200Kpa）	1			
KTC 工具セット	1			
大型発電機	2	2		
小型発電機	10	3	7	
ガス発電機	2	2		
大型発電機付き投光器	1	1		
発電機付き投光器	4	4		
投光器（1000W/500W）	10	5	5	
投光器用コードリール	1	1		
投光器用三脚	1	1		
コードリール	14	7	7	
強力ライト	83	33	50	
誘導棒	29	29		

■■ 災害対策備蓄品・消耗品整備状況

品 名	現有数	各防災センター	学区備蓄倉庫	各コミセン等
灯油缶（10×8缶）	6	1	5	
混合ガソリン缶（10×4缶）	13	8	5	
ガソリン缶（10×4缶）	10	5	5	
ガソリン携行缶（200）	9	9		
白灯油（缶）	17	17		
ハンディーベッド	16	16		
仮設トイレ	12	12		
便クイック（車いす対応型）	6	6		
組立簡易トイレ（プルマル）	350	200	150	
組立簡易トイレ（ボックス）	115	65	50	
スケットイレ（100袋セット）	44	39	5	
スケットイレ（7袋セット）	156	156		
災害用マンホールトイレ	7	2	5	
パーソナルテント（便座用テント）	28	23	5	
紙おむつ幼児用（S）（54枚）	5	5		
紙おむつ幼児用（M）（51枚）	5	5		
紙おむつ幼児用（L）（42枚）	5	5		
紙おむつ成人用（S～M：18枚）	8	8		
紙おむつ成人用（L～LL：16枚）	8	8		
生理用品（昼用）（28個）	152	152		
毛布（災害救助用毛布）	5360	3630	1,000	730
タオル（180匁）	1,350	1,350		
救急医療セット（大）	5	5		
救急医療セット（小）	14	9	5	
トリアージ用タグ	300	300		
エアーテント	1	1		
エマージェンシーテント	15	15		
標識ロープ（200m巻き）	7	2	5	
ブルーシート	681	618	30	
ヘルメット	91	41	50	
ハンドマイク	22	12	10	
トランジスタラジオ	10	5	5	
無線機	5		5	
トランシーバー	10	無線室で保管		

■■ 災害対策備蓄品・消耗品整備状況

品 名	現有数	各防災センター	学区備蓄倉庫	各コミセン等
炊飯セット	5	5		
ご飯蒸らし保温ケース	5	5		
炊飯装置（発電機付き）	1	1		
大鍋（φ42cm）	7	7		
やかん（10ℓ）	7	7		
やかん（5ℓ）	2	2		
やかん（3ℓ）	7	7		
ボール	5	5		
金網ザル	10	10		
洗い桶	5	5		
干し板	6	6		
炊飯袋	28,600	28,600		
ラップ	50	50		
給配水袋（3ℓ）	1,200	1,200		
水袋（10ℓ）	1,094	94	1,000	
食器セット（100人分）	70	70		
哺乳ビン（240ml）	200	200		
サージカルマスク	107,870	107,870		
N95規格 マスク	1,620	1,620		
次亜塩素酸ナトリウム消毒液（5ℓ）	20	20		
非接触型体温計	20	20		
アルコール消毒液（1ℓ）	560	560		
液体せっけん（500ml）	370	370		
パーテーションテント（屋根付）	613	203	340	70
医療用ガウン	200	200		
マット	400	260	70	70

■■参考資料－24 災害時用非常食保管状況

品 名		現有数	各防災センター	学区備蓄倉庫	各コミセン等
非常食	ソフトパン缶詰（24 缶/箱）	22	21		1
	クラッカー（48 個/箱）	8	8		
	アルファ化米（50 個/箱）	169	151		18
	おかゆ（50 個/箱）	42	35		7
	ドライカレー（50 個/箱）	43	43		
粉ミルク（はぐくみ）（10 個/箱）		120	120		
保存水（24 本/箱）		533	497		36
保存水（無線室保管分）		0			